

廿日市市緑の基本計画(素案)

2026(令和8)年●月

廿 日 市 市

目 次

序章 計画の基本的事項.....	1
1 計画改定の趣旨.....	1
2 計画の役割と位置づけ.....	1
3 計画の対象区域と目標年次.....	2
4 対象とする緑地.....	3
5 緑の持つ機能.....	4
6 計画の構成.....	5
第1章 社会情勢と本市の動向.....	6
1 社会情勢の変化.....	6
2 本市の動向.....	7
第2章 緑の現状と課題.....	14
1 緑地の量的現況.....	14
2 緑地の質的状况と機能.....	19
3 緑の課題.....	28
第3章 計画の目標と方針.....	29
1 基本理念.....	29
2 緑のまちづくりの基本方針.....	31
3 緑地の確保目標.....	32
第4章 緑の配置方針.....	34
1 緑の配置方針の基本的な考え方.....	34
2 環境保全系統の緑の配置方針.....	35
3 レクリエーション系統の緑の配置方針.....	37
4 防災系統の緑の配置方針.....	39
5 景観形成系統の緑の配置方針.....	41
6 総合的な緑の配置方針.....	43
第5章 緑の保全及び緑化の推進のための施策の方針.....	46
1 「基本方針1 緑をまもる」ための施策の方針.....	47
2 「基本方針2 緑をみがく」ための施策の方針.....	51
3 「基本方針3 緑をつなぐ」ための施策の方針.....	60
第6章 計画の推進方策.....	62
1 多様な主体の連携による推進.....	62
2 計画的な施策展開と優先度の考え方.....	62
3 多様な手法の活用と取組の促進.....	62
4 進行管理と計画の見直し.....	62
用語解説.....	63

序章 計画の基本的事項

1 計画改定の趣旨

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条第1項に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいいます。

都市における緑（ここでの「緑」は、樹木、草花などの植物のほか、それらを含む公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼などの土地、空間を含む幅広い概念です。）は、人と自然が共生する都市環境の確保、余暇・レクリエーション空間の確保、災害の防止、美しい景観の形成など、多様な機能を有しています。

近年では、これらに加え、気候変動への対応、防災・減災、健康で快適な生活環境の形成など、都市や地域が抱える課題に対応する上で、緑の果たす役割が一層重要となっています。

緑の基本計画は、こうした緑の多様な機能が総合的かつ計画的に発揮されるよう、緑地の確保や都市の緑化、都市公園等の目標量を定めるとともに、その実現に向けた施策を整理し、緑に係る取組を総合的、計画的に推進するための指針を示すものです。（緑地の分類は3頁参照）

(2) 計画改定の目的

本市は、2001(平成13)年8月に「廿日市市緑の基本計画」を定め、その後、平成の大合併や総合計画の改定等を受け、2010(平成22)年5月に全市を対象とした計画とし、2018(平成30)年3月には必要な部分の改定を行ってきました。

その後、国においては、緑を防災・減災、健康増進、交流の促進、都市・地域の持続可能性の向上などに資する基盤として位置付け、その多様な機能を総合的に発揮させることを目的とした「緑の基本方針」が新たに策定されました。

また、本市においても、はつかいち未来ビジョン2035の策定及び都市計画マスタープランの改定に加え、立地適正化計画により将来の都市構造や拠点形成の考え方を整理しています。

これらを踏まえ、本計画では、従来の取組を継承しつつ、国の緑の基本方針及び立地適正化計画との整合を図りながら、緑の多様な機能が都市や地域の課題解決に資するよう、計画内容の充実を図ることを目的として改定を行うものです。

2 計画の役割と位置づけ

(1) 計画の役割

廿日市市緑の基本計画（以下「本計画」といいます。）は、本市における都市公園等の整備、緑地の保全、市街地の緑化など、緑地の保全及び緑化の推進に係る諸施策を総合的、計画的に推進するための指針となるものです。

また、本計画は、緑を都市や地域の課題解決に資する基盤として捉え、都市構造や生活環境の質の向上に向けて、緑の多様な機能が効果的に発揮されるよう方向性を示す役割を担います。

さらに、本計画は、市民、事業者、行政が協力して取組を進めるための指針であるとともに、国・県等の関係機関に対し、本市の緑に係る施策の方針を示す根拠となるものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「はつかいち未来ビジョン2035」に即し、「廿日市市都市計画マスタープラン」及び「廿日市市立地適正化計画」に適合する内容として定めます。

また、本計画は、国の緑の基本方針を踏まえるとともに、本市及び関係機関の関連計画との整合を図りながら定めるものとします。

これにより、本計画は、緑地の保全や緑化の推進に関する個別計画であると同時に、都市構造や生活環境の質を緑の視点から支える計画として位置付けます。

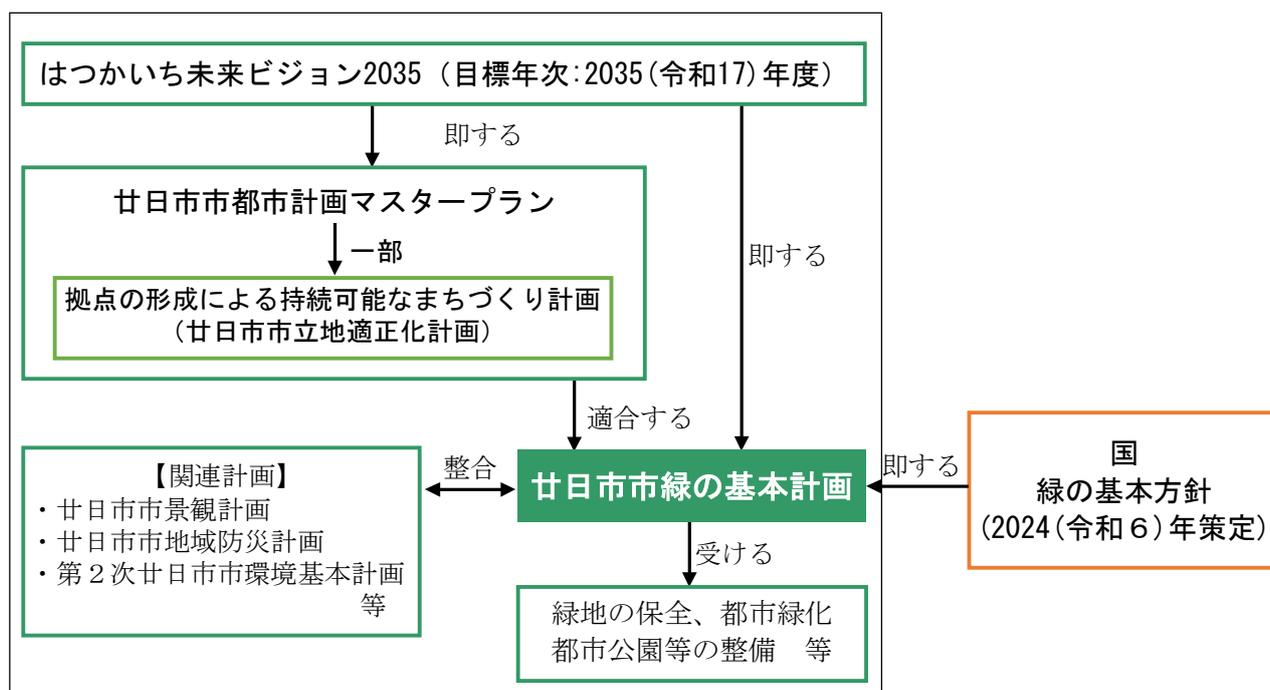


図 1 廿日市市緑の基本計画の位置づけ

3 計画の対象区域と目標年次

(1) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、都市としての一体的な土地利用の推進と都市機能の配置、地域資源の活用、都市計画の適切な運用等を考慮し、全市域とします。

(2) 計画の目標年次

本計画は、2025(令和7)年度を基準年次とし、将来の都市の姿を展望しつつ、はつかいち未来ビジョン2035と同様の2035(令和17)年度を目標年次として改定します。

なお、上位計画の改定が行われた場合は、それを受けて必要な見直しを行います。

○基準年次：2025(令和7)年度

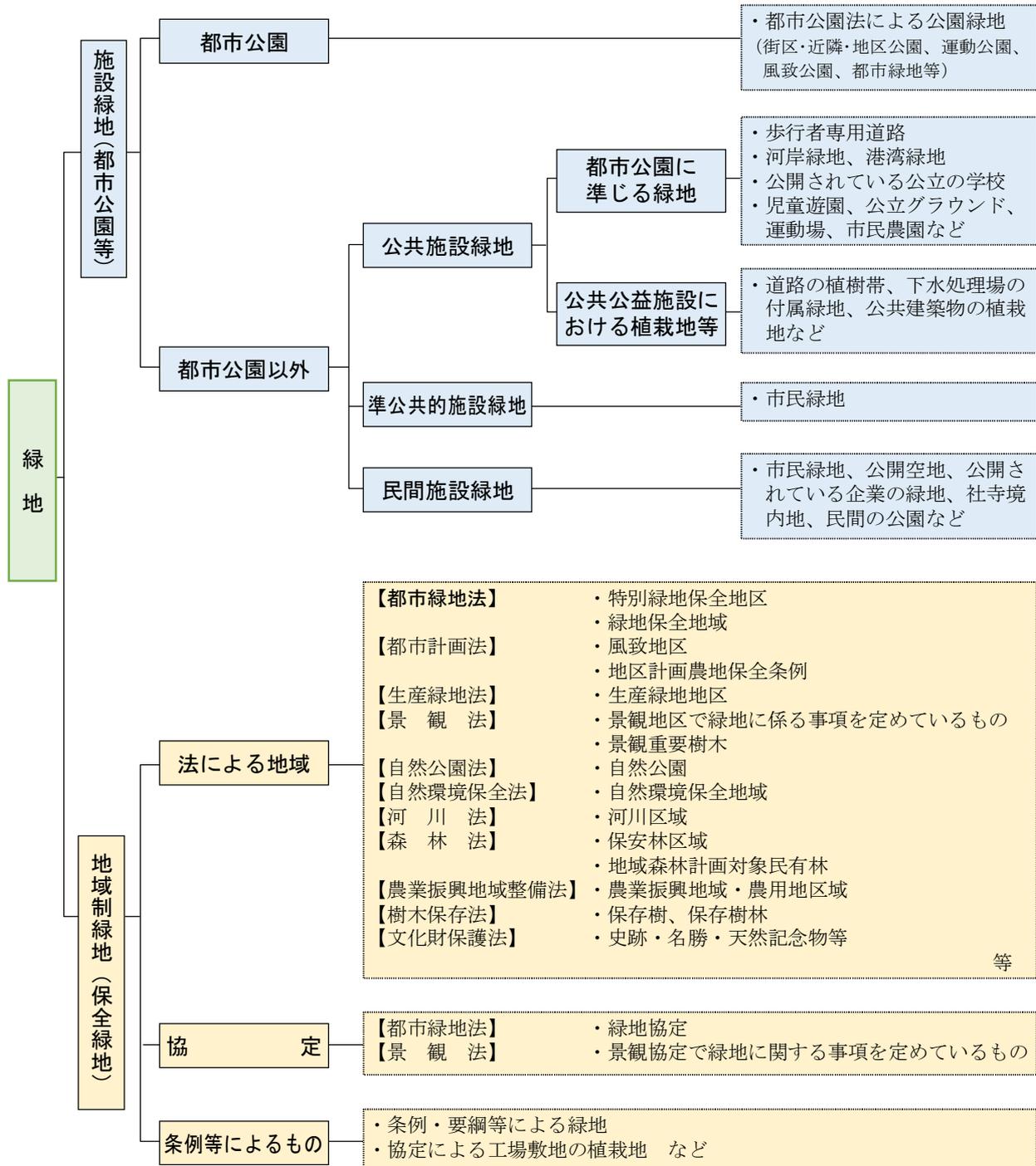
○目標年次：2035(令和17)年度

(注)

基準年次は、人口など計画指標の基準となる年次で、直近の国勢調査年としています。
目標年次は、上位計画である「はつかいち未来ビジョン2035」と整合を図りました。

4 対象とする緑地

本計画において対象とする緑地は、都市公園や公共施設の緑地、市民緑地、民間施設の緑化空間等を含む「施設緑地」と法による地域指定や協定・条例等によって保全が定められている「地域制緑地」とします。



注：「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」を参考に作成

図 2 緑の基本計画で扱う緑地の分類

5 緑の持つ機能

都市やその周辺の緑地には、「環境保全機能」「レクリエーション機能」「防災機能」「景観形成機能」など多様な機能を有しています。

(1) 環境保全機能

樹林地や公園等の緑は、二酸化炭素の吸収や酸素の供給、大気の浄化のほか、ヒートアイランド現象の緩和や騒音、振動等の緩和機能を有しています。また、河川等の水辺地などは、動植物の生息環境として生物多様性が確保されるとともに、緑地の適切な配置により人と自然が共生する都市環境を形成します。

(2) レクリエーション機能

公園や緑地は市民の憩いやスポーツ、健康増進等のレクリエーション活動などの場として、ストレス解消や健康づくりを支えます。また、農地等における農作業体験や市街地周辺の樹林地での子供が自然を学ぶための環境教育の場などとしての機能も有しています。

また、農地における農産物直売、公園などのオープンスペースにおける様々なイベント等の開催場所となり、新たな交流とにぎわいを創出します。

(3) 防災・減災機能

丘陵地や保安林等の山林は、水源かん養による洪水の緩和や土砂の流出防止、雨水浸透による水害の発生防止等の機能を有しています。公園や緑地等のオープンスペースは、災害発生時の避難場所や災害時活動拠点として活用されるとともに、火災発生時の延焼防止帯としての役割を有しています。

(4) 景観形成機能

河川緑地や街路樹等の緑は、まちに潤いや四季の変化などの彩りを与え、快適な生活環境や美しい景観を形成する重要な要素となります。また、農地や丘陵地による自然景観・田園風景の形成、歴史や文化資源と一体となった地域固有の景観を形成します。

6 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

表 1 計画の構成

計画の項目	計画の内容
計画の基本的事項	○計画改定の趣旨、対象区域や目標年次などについて整理します。
社会情勢と本市の動向	○緑地やその他関連する社会情勢の変化や、本市における社会動向等を整理します。
緑地の現状と課題	○本市における、緑地等の量的・質的現状及び動向と社会動向等を踏まえた緑地の課題を整理します。
計画の目標と方針	○上位計画を踏まえて「緑のまちづくり」に関する目標を定めます。 ○緑地、都市公園等の確保すべき目標水準と施策の方針を定めます。
緑地の配置方針	○緑地が有する各種機能を確保するための、都市全体の保全緑地や都市公園等の配置の方針を定めます。
緑地の保全及び緑化の推進のための施策の方針	○配置方針を踏まえ、本計画の目標実現に向けて、自然環境・緑地の保全、都市公園等の施設緑地の整備、緑化の推進に係る施策の方針を定めます。
計画の推進方策	○本計画を具体化するための市民への周知、進行管理、推進体制等について定めます。

第1章 社会情勢と本市の動向

本章では、本市を取り巻く社会情勢の変化と、これを受けた本市の人口や都市構造などの動向について整理します。

人口減少や少子高齢化の進行、気候変動による自然災害リスクの高まりなど、都市を取り巻く条件が大きく変化する中で、都市づくりや生活環境の形成に関する前提条件を共有することを目的としています。

これらの整理は、次章で扱う本市の緑の現状や課題を把握し、今後の緑の基本方針を検討するための基礎となるものです。

1 社会情勢の変化

我が国では、人口減少や少子高齢化の進行、気候変動の影響による自然災害の頻発・激甚化など、都市を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。

あわせて、都市づくりや地域づくりにおいては、防災、環境、健康などの観点から、緑の役割を総合的に捉える考え方が整理されつつあります。

本節では、こうした社会情勢の変化について整理します。

(1) 人口・社会構造の変化

我が国では、人口減少や少子高齢化が進行しており、今後、人口規模の縮小や年齢構成の変化が一層進むことが見込まれています。

これに伴い、都市における居住や活動のあり方、公共サービスの提供方法、都市基盤の維持管理の考え方について、従来とは異なる視点での検討が求められる状況となっています。

また、高度経済成長期以降に整備された公共施設や都市基盤の老朽化が進行する中、更新や維持管理に係る財政的負担が増大しています。

限られた財政資源のもとで、都市機能や生活環境を将来にわたって維持していくことは、全国的な課題となっています。

(2) 気候変動・災害リスクの高まり

近年、気候変動の影響により、豪雨や台風等による自然災害が頻発・激甚化しており、都市における防災・減災の重要性が高まっています。

市街地や居住地においては、浸水や土砂災害などのリスクに配慮した土地利用や都市空間の形成が、これまで以上に重要な要素となっています。

このような状況を背景に、都市づくりにおいては、ハード整備に加え、土地利用や空間配置の工夫など、多様な視点から災害リスクに対応する考え方が重視されるようになっていきます。

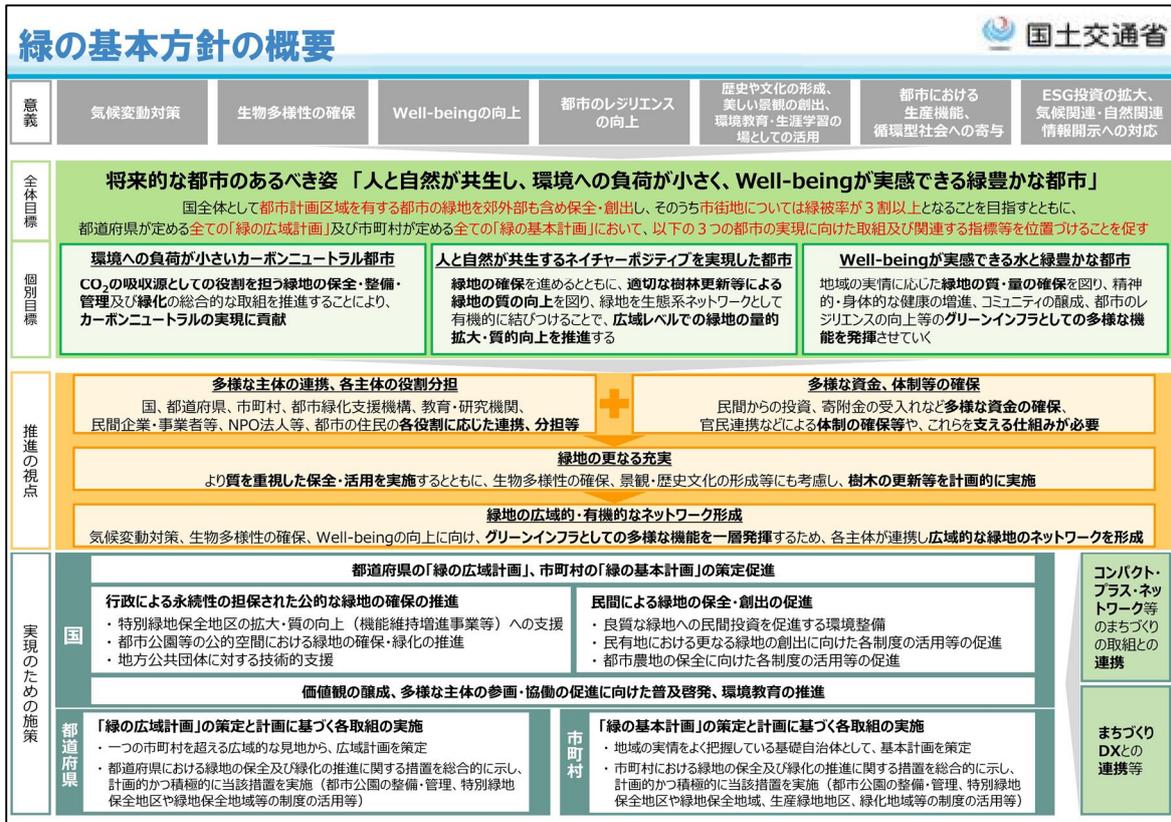
(3) 緑を巡る考え方の変化（国の動向）

近年、国においては、緑を従来の景観形成や自然環境の保全といった役割にとどまらず、防災・減災、健康の増進、交流の促進など、都市や地域の多様な機能を支える基盤として捉える考え方が整理されています。

こうした考え方を背景として、緑の多様な機能を総合的かつ計画的に発揮させることを目的とした「緑の基本方針」が新たに策定されています。

この方針では、緑を都市や地域の持続可能性を支える重要な要素の一つとして位置付け、その配置や活用のあり方を含め、総合的に捉える視点が示されています。

これらの動向を受け、市町村においても、緑を単なる環境要素としてではなく、都市構造や土地利用と一体的に捉え、計画的に位置づけていくことが求められています。



出典：国土交通省ホームページ

図 3 緑の基本方針の概要

2 本市の動向

前節で整理した社会情勢の変化を受け、本市においても、人口や世帯構成、都市構造など、都市を取り巻く条件に変化が見られます。

本節では、本市の位置や都市構造の特徴とあわせて、人口及び世帯数の動向について整理し、次章で扱う緑の現状や課題を検討するための前提条件を示します。

(1) 本市の位置と都市構造の特徴

本市の都市構造は、沿岸部を中心とした市街地と、中山間地域を含む広大な自然環境から構成されており、鉄道や幹線道路を軸として拠点が形成されています。

拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）においては、こうした構造を踏まえ、都市機能や居住の集約を図る区域が設定されています。

1) 本市の位置と地形的特徴

本市は、広島県の南西部に位置し、北は安芸太田町及び島根県、東は広島市、西は大竹市及び山口県に接し、南は瀬戸内海に面しており、面積は489.49km²で、広島県面積の約5.8%を占めています。

北部の西中国山地から南の瀬戸内海まで南北に広がる多様な地形が特徴であり、廿日市・大野地域の沿岸部に市街地が形成されているほか、佐伯地域・吉和地域では盆地の平坦部に市街地が形成されています。

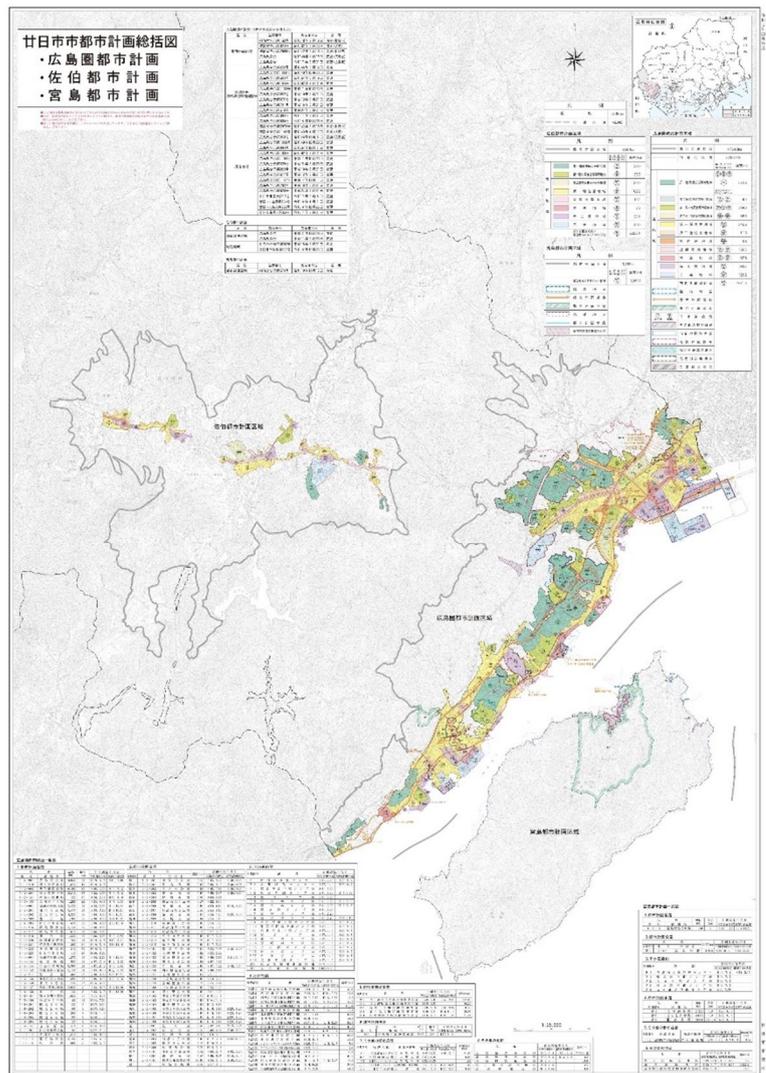


図 4 位置図

2) 都市計画区域等の指定状況

本市の都市計画区域は、廿日市地域及び大野地域の一部は広島圏都市計画区域に属し、佐伯地域の一部は佐伯都市計画区域、宮島地域の全域は宮島都市計画区域が指定されています。

これら3つの都市計画区域では、それぞれ土地利用や都市施設などに関する都市計画が定められ、都市空間の形成を図っています。



資料：廿日市市都市計画課（2025(令和7)年4月）

図 5 都市計画総括図

3) 都市機能誘導区域・居住誘導区域

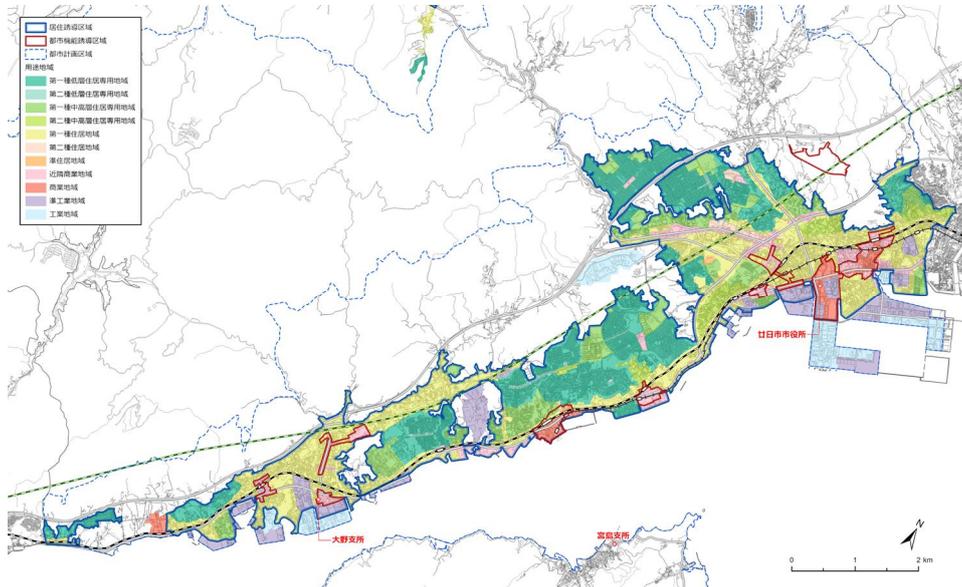
本市では、廿日市市立地適正化計画において、人口減少下においても都市機能や居住環境を維持・向上させることを目的として、都市機能誘導区域及び居住誘導区域が設定されています。

これらの区域は、生活利便施設や居住の集積を図るための区域として位置付けられており、将来の都市構造を検討する上での前提条件となるものです。

表 2 都市機能誘導区域及び居住誘導区域の状況

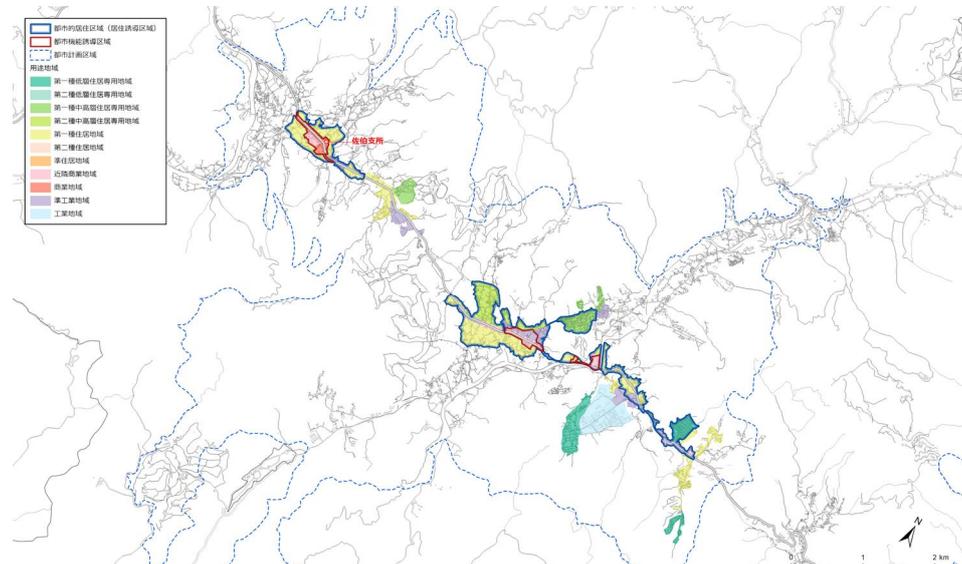
名 称	範 囲	都市機能誘導区域 (ha)	居住誘導区域 (ha)
広島圏都市計画区域	廿日市、大野地域の一部	157.4	1,878.7
佐伯都市計画区域	佐伯地域の一部	21.2	154.1
全 体	行政区域の一部	178.6	2,032.8

資料：廿日市市都市計画課資料



出典：拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）

図 6 広島圏都市計画区域における都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定



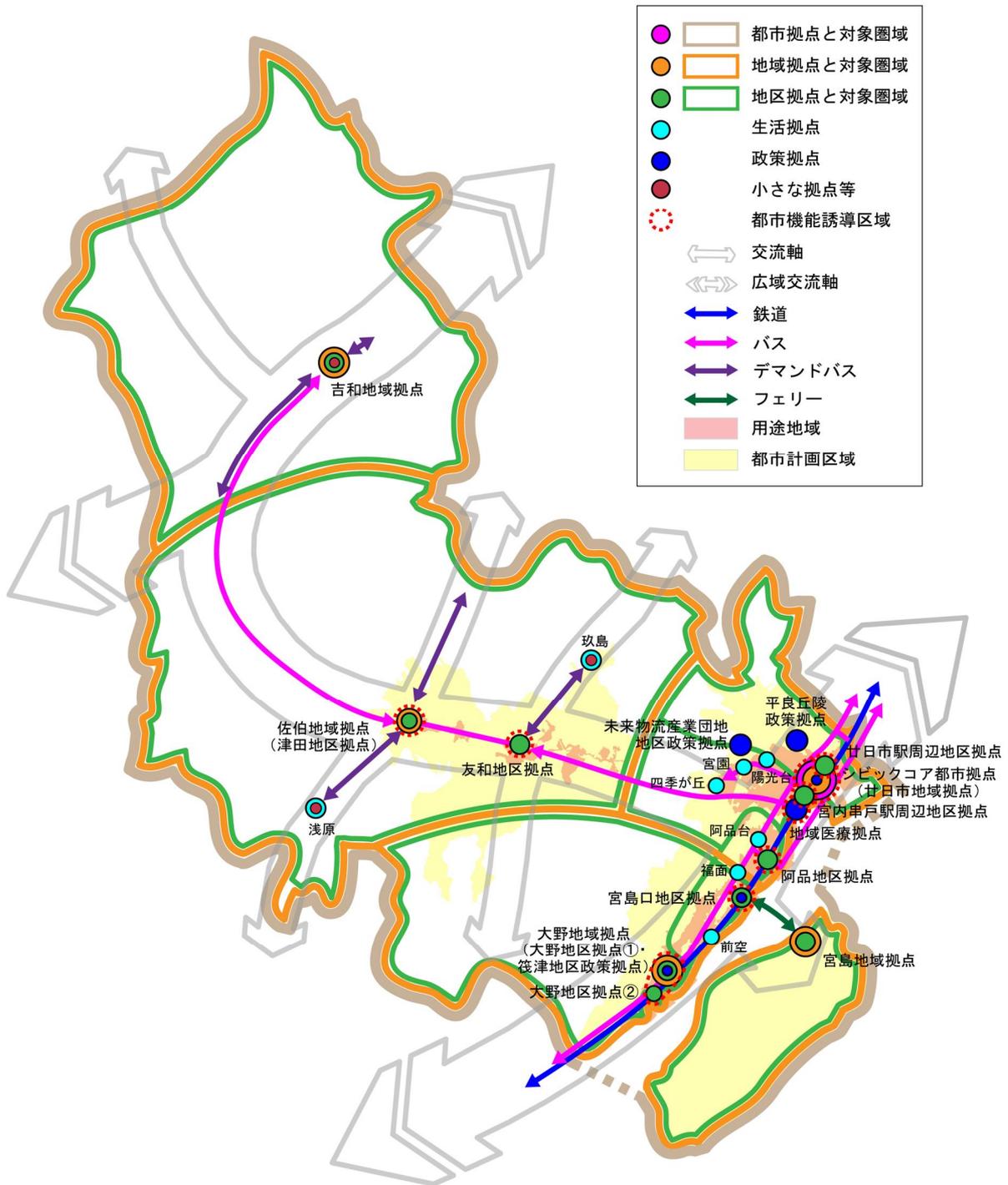
出典：拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）

図 7 佐伯市計画区域における都市機能誘導区域及び居住誘導区域の設定

4) 道路・公共交通と主要拠点

本市には、鉄道や幹線道路などの広域的な交通軸が通っており、これらに沿って市街地や主要な拠点が形成されています。

公共交通や道路ネットワークは、日常生活や都市活動を支える基盤として機能しており、主要拠点と周辺地域を結ぶ重要な役割を担っています。



出典：拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）

図 8 拠点及び拠点圏域の設定状況

(2) 人口の動向

1) 総人口と年齢別の割合

本市の総人口は、2020(令和2)年時点で114,173人となっており、2000(平成12)年以降は概ね横ばいで推移しています。地域別にみると、人口動向は地域ごとの差が見られます。

年齢構成についてみると、2020(令和2)年における本市の年齢3区分別人口割合は、0～14歳が13.1%、15～64歳が55.6%、65歳以上が30.6%となっており、65歳以上人口の割合は地域によって差が見られます。

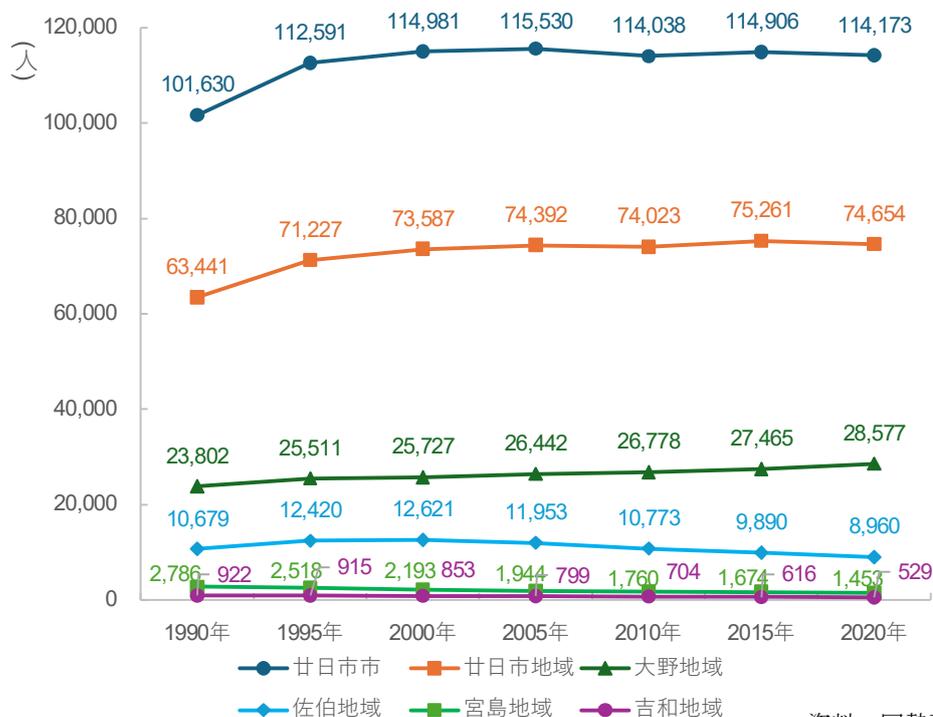


図9 総人口の推移

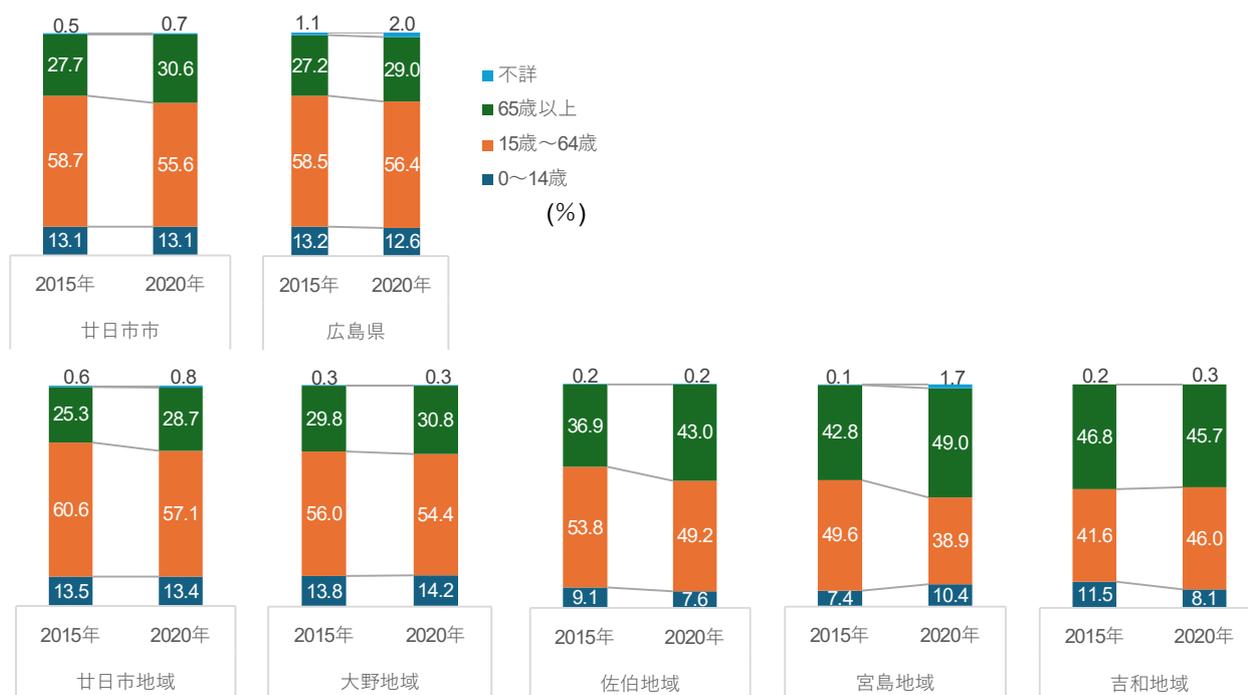


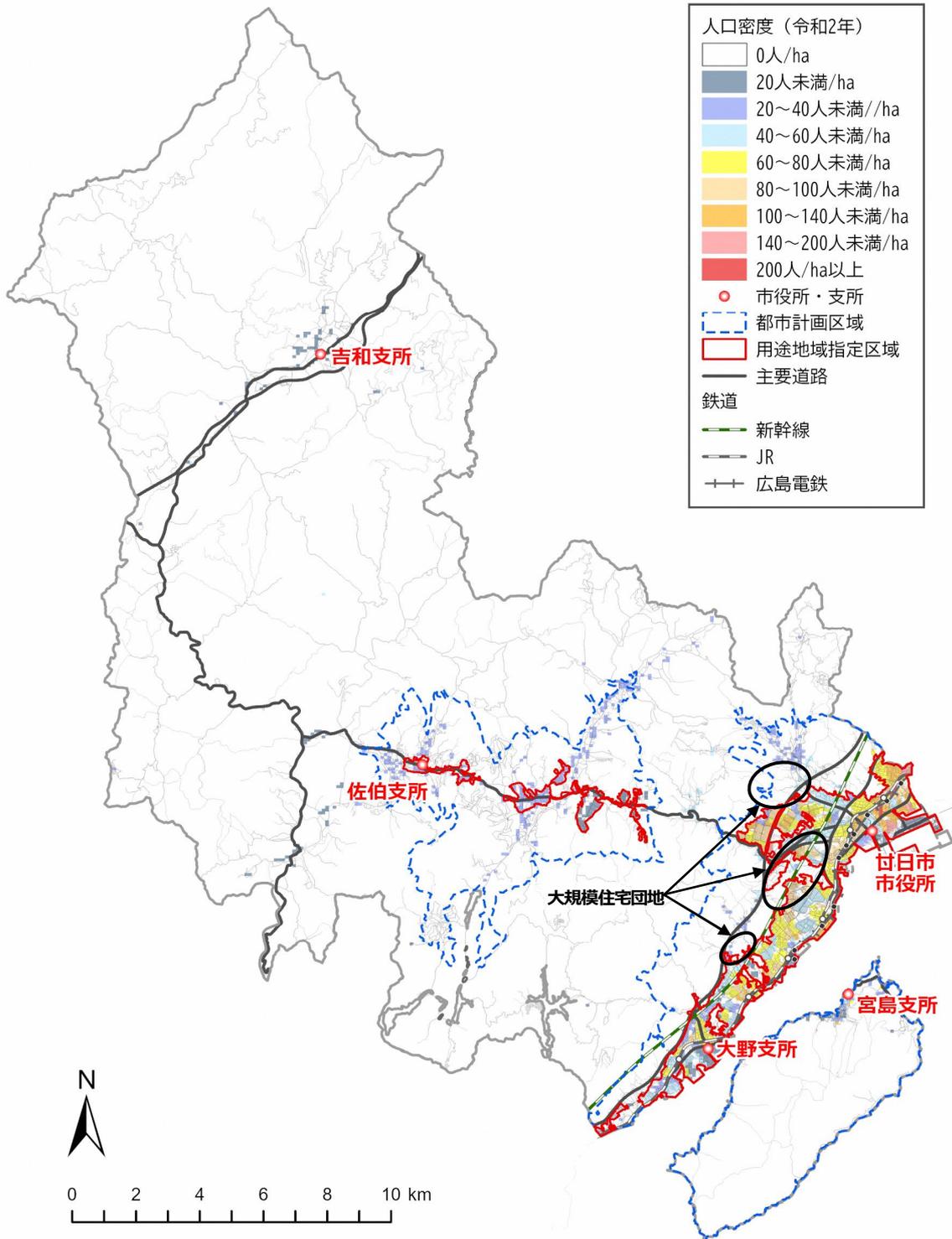
図10 年齢3区分別人口割合の推移

2) 人口密度

本市の人口密度は、市街地と山間部・沿岸部などで大きく異なっており、地域によって居住の集積状況に差が見られます。

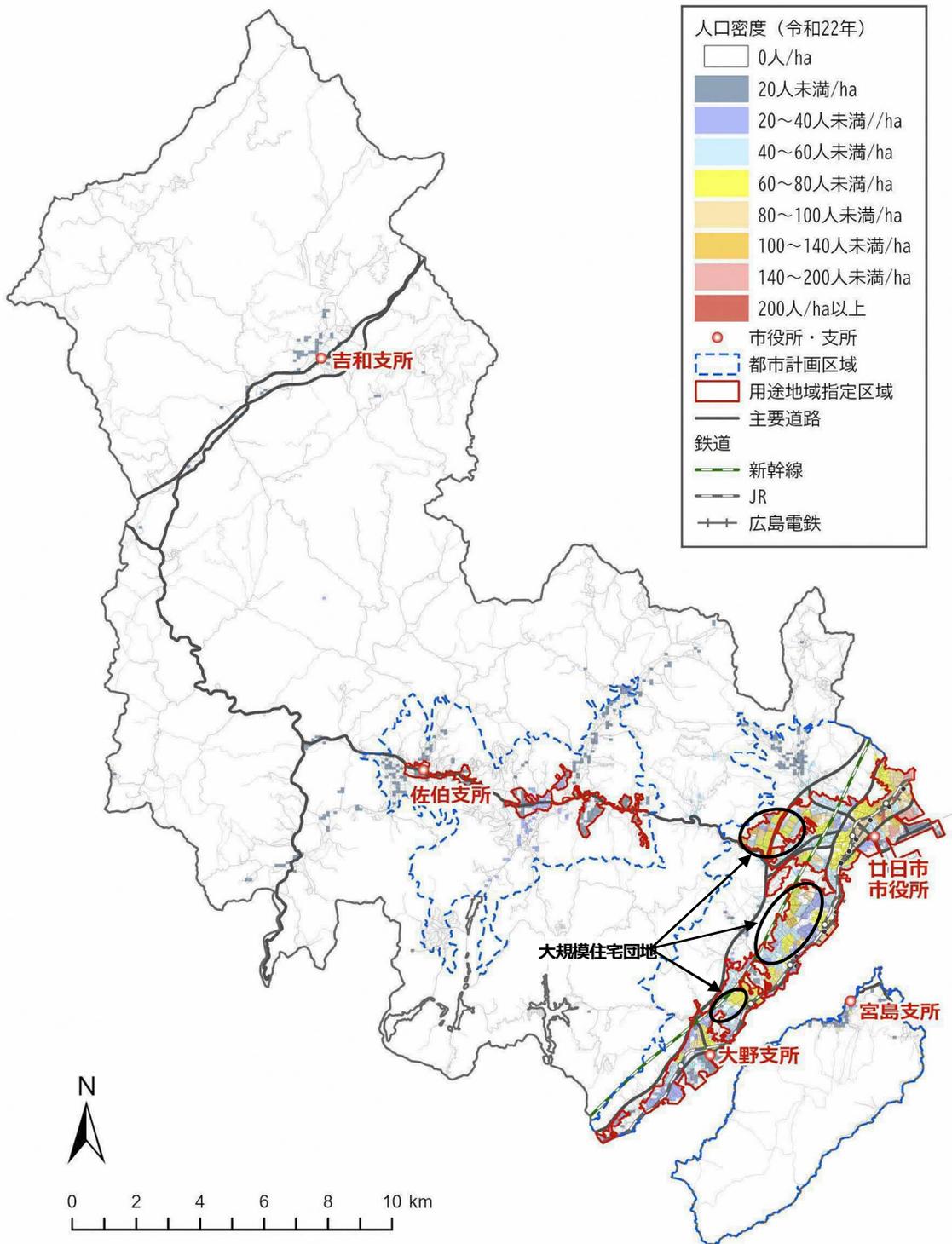
鉄道沿線や主要な拠点周辺では人口が比較的集積している一方、山間部では人口密度の低い地域が広がっています。

このような人口密度の分布は、本市の都市構造の特徴を示すものであり、今後の都市づくりや生活環境の形成を検討する上での前提条件となるものです。



出典：拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）

図 11 人口密度（廿日市市全域・2020（令和2）年・メッシュ）



出典：拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）
 図 12 人口密度（廿日市市全域・2040（令和22）年・メッシュ）

第2章 緑の現状と課題

前章で整理した社会情勢や本市の都市構造を踏まえ、本章では、本市における緑の現状を、量的側面と質的側面の両面から整理します。

緑地の分布や整備状況、機能や特性を把握することで、本市の緑が現在どのような状況にあるのかを明らかにし、次章で検討する緑の基本方針につなげます。

1 緑地の量的現況

本節では、本市における緑地の量的な状況について整理します。

法制度により保全されている緑地の分布や、市街地と周辺部における緑地の割合などから、本市の緑地の広がりや構成の特徴を確認します。

(1) 法制度により保全されている緑地の特徴

本市には、自然公園や県自然環境保全地域、農業振興地域など、さまざまな法制度に基づき保全されている緑地が存在しています。

また、宮島は全島が特別史跡及び特別名勝に指定されており、自然環境と歴史的・文化的価値が一体となった緑地が形成されています。

これらの緑地は、本市の自然環境や景観の基盤となっており、都市や地域の成り立ちと深く関わっています。

表 3 緑地の保全に係る法適用の状況

区分	廿日市地域	大野地域	佐伯地域	吉和地域	宮島地域
自然公園	瀬戸内海国立公園 (極楽寺山) 101ha			西中国山地国定公園 5,138ha	瀬戸内海国立公園 3,039ha 特別地域 2,836ha 特別保護地区 203ha
県自然環境保全地域			万古溪 64.1ha 大峯山 39.89ha (広島市含む)		
緑地環境保全地域			東山溪谷 53.5ha (広島市含む)		
保安林	民有林 1,259ha	民有林 3,968ha	民有林 6,446ha	民有林 6,157ha	風致保安林 2,379ha
風致地区					3,022ha
特別史跡及び特別名勝					厳島 3,039ha
天然記念物					みせん 瀬山原始林 158ha
鳥獣保護区	極楽寺山 110ha	大野町 810ha	青笹 844ha 万古溪 64ha	もみのき森林公園 400ha (もみのき森林公園特別保護地区 337ha) 立岩 536ha (安芸太田町含む) 細見谷 851ha 冠山 1,630ha	宮島鳥獣保護区 4,397ha 弥山特別保護地区 203ha
農業振興地域			農業振興地域 農用地区域	20,716ha 823.2ha	

資料：廿日市市都市計画課資料などによる。

(2) 市街地と周辺部における緑地分布の特徴

本市の都市計画区域における緑地の現況は、市街地と周辺部とで大きく異なっています。

市街地における緑地の割合は、廿日市・大野地域で18.7%、佐伯地域で28.8%となっており、地域によって緑地の占める割合に違いが見られます。

国では、市街地における永続性のある緑地の割合について一定の目標を示しており、こうした考え方を踏まえると、市街地における緑地の配置や量の捉え方について整理が必要な状況にあります。

一方、市街化調整区域、用途地域外等では、山林や農地を中心とした土地利用が広がっており、市街地とは異なる緑地の構成が見られます。

表 4 都市計画区域における緑地の現況 (ha、%)

地域	区分	市街化区域又は用途地域 ①	市街化調整区域又は用途地域外 ②	都市計画区域 ③=①+②	
廿日市市 全域	山林等	209.2	8,184.5	8,393.7	
	農地	163.4	443.3	606.7	
		水田	77.1	290.9	368.0
		畑	86.3	152.4	238.7
	河川・水面	23.5	73.3	96.8	
	公共空地	69.5	49.8	119.3	
	緑地面積合計	465.6	8,750.9	9,216.5	
	市域面積	2,360.5	9,324.5	11,685.0	
	緑地割合	19.7	93.8	78.9	
廿日市・ 大野地域	緑地面積合計	390.5	2,428.2	2,818.7	
	地域面積	2,093.0	2,671.3	4,764.3	
	緑地割合	18.7	90.9	59.2	
佐伯地域	緑地面積合計	75.1	3,389.3	3,464.4	
	地域面積	260.9	3,626.1	3,887.0	
	緑地割合	28.8	93.5	89.1	
宮島地域	緑地面積合計	-	2,933.3	2,933.3	
	地域面積	-	3,039.0	3,039.0	
	緑地割合	-	96.5	96.5	

注-1：ここでは、広い意味での緑地を把握した。

-2：緑地面積の山林等には、耕作放棄地、その他の自然地及びゴルフ場を、畑には樹園地を含めた。

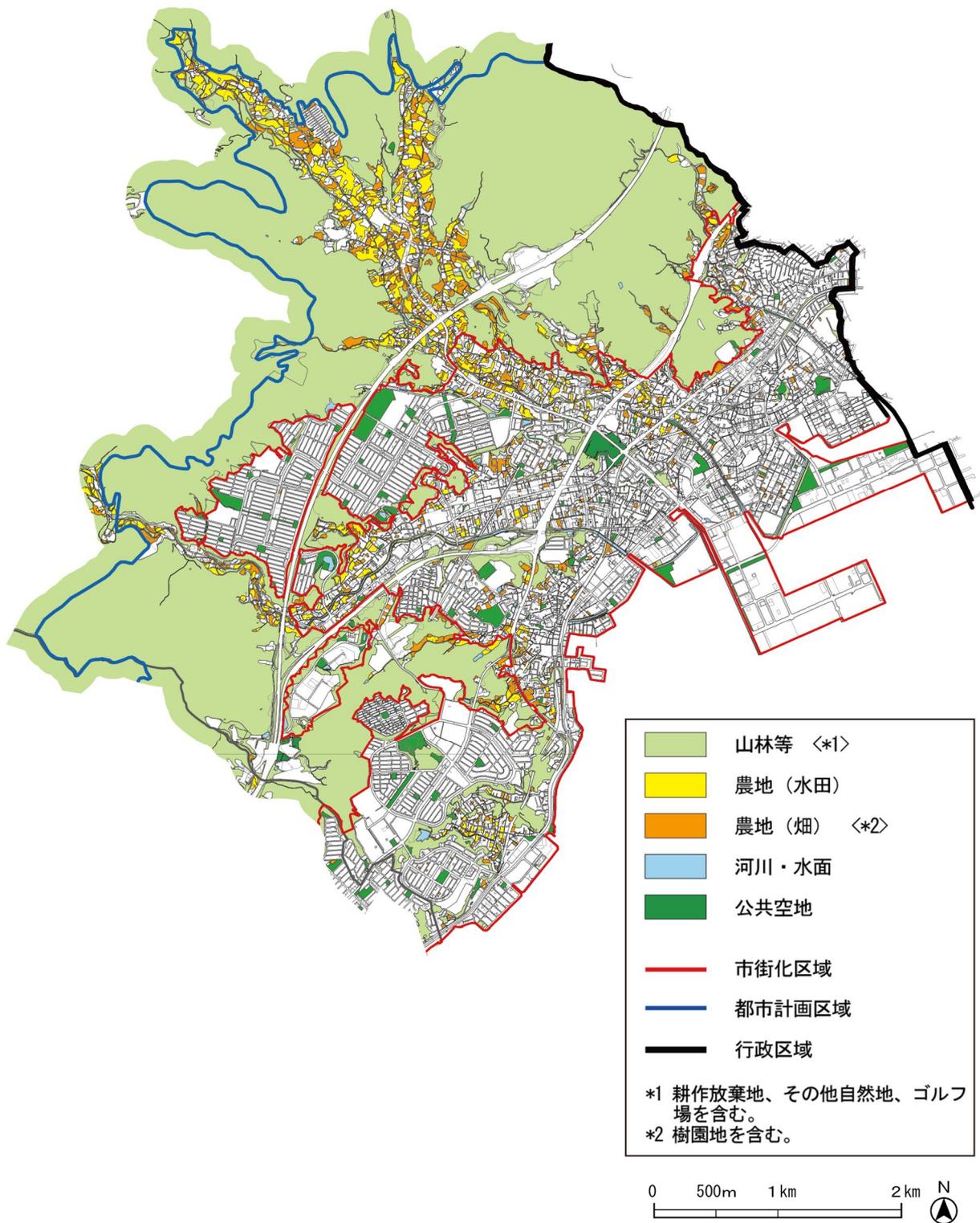
-3：緑地面積は、都市計画基礎調査（2021(令和3)年）による。

-4：市域面積は、廿日市市資料による。

-5：四捨五入の関係で、面積の合計が合わない箇所がある。

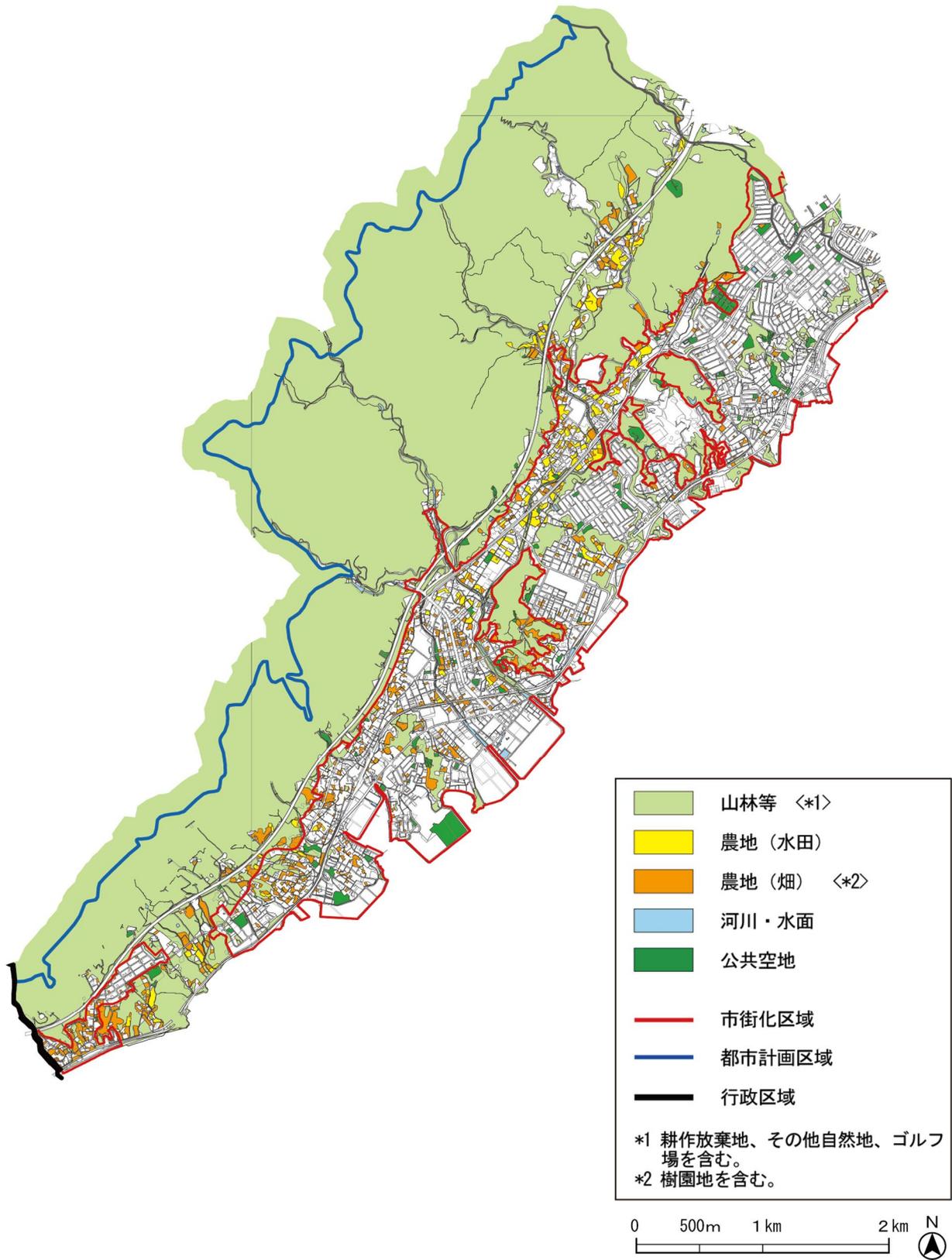
脚注：「緑地」は、広い意味では、樹木などの植物のほか、それらを含む公園・広場、農地、樹林地、河川・湖沼などの土地、空間を含む幅広い概念である。

また、緑の基本計画を策定する上では、緑地の永続性の視点から、施設緑地（都市公園、公共施設緑地（公共団体が設置しているグラウンド等）、民間施設緑地（企業グラウンド等））と地域制緑地（法によるもの、協定によるもの、条例等によるもの）に分類される。（「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」による。）



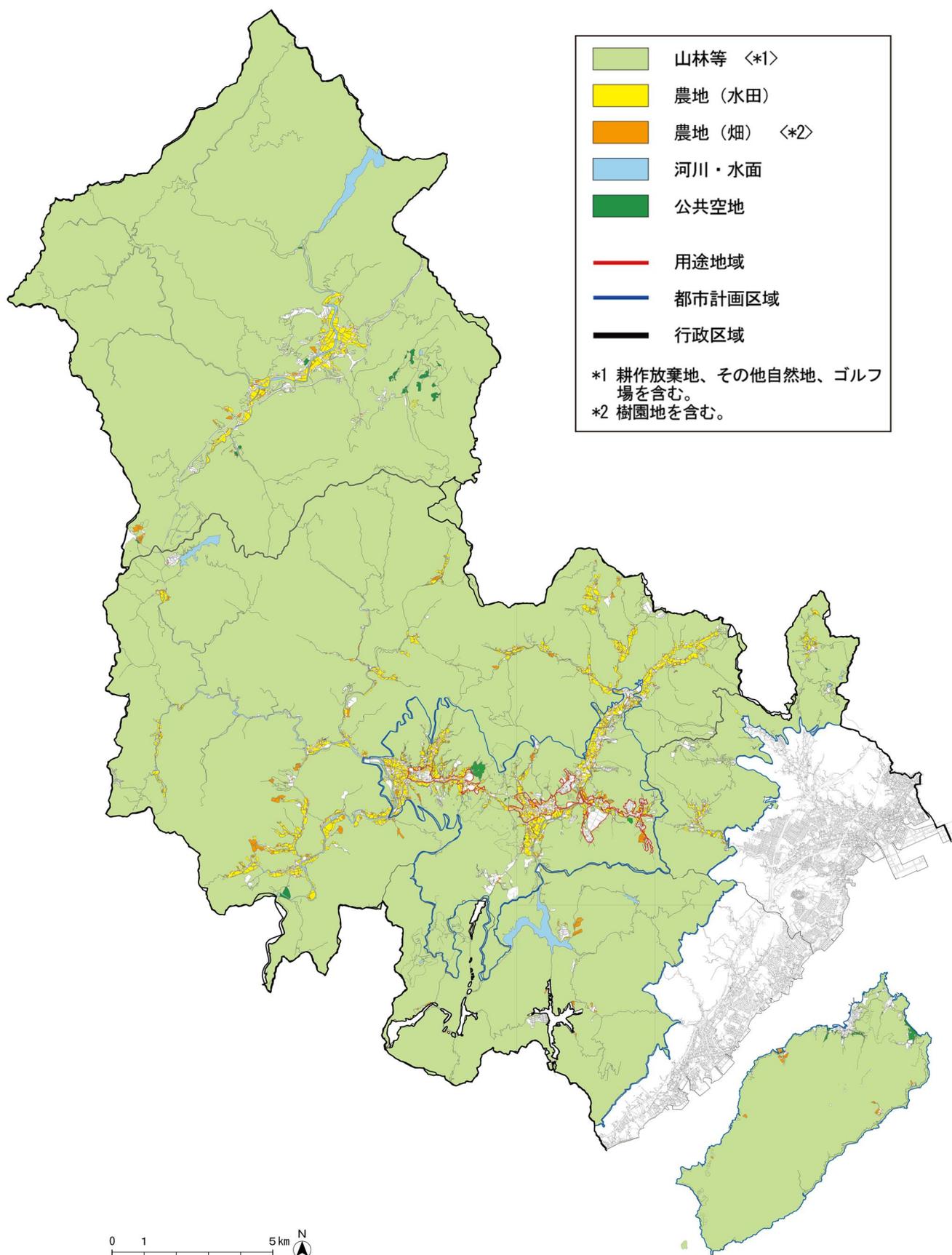
注：都市計画基礎調査（2021(令和3)年）による土地利用現況図を部分修正した。

図 13 緑地の現況（廿日市地域 都市計画区域）



注：都市計画基礎調査（2021(令和3)年）による土地利用現況図を部分修正した。

図 14 緑地の現況（大野地域 都市計画区域）



注：都市計画基礎調査（2021(令和3)年及び2012(平成24)年）による土地利用現況図を部分修正した。

図 15 緑地の現況（廿日市・大野地域の都市計画区域以外の区域）

2 緑地の質的状況と機能

前節では、本市における緑地の量的な状況について整理しました。

本節では、都市公園をはじめとする緑地が、どのような機能を有し、どのように利用・管理されているかといった質的な側面について整理します。

あわせて、緑地の連続性や自然環境、文化財・景観との関係を通じて、本市の緑の特徴を把握します。

(1) 都市公園の整備状況

1) 全市の整備状況

都市公園は、市民の身近な憩いや交流の場として利用されるとともに、防災や環境面でも一定の役割を担っています。

本市では、241か所の都市公園が整備されており、総面積は514.34haとなっています。

都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は45.95㎡となっていますが、その大部分は宮島地域に位置する風致公園が占めています。

宮島地域を除いた場合、市街地における都市公園の配置や利用状況には、周辺の人口構成や立地条件、周辺環境などの地域特性が反映されており、地域ごとに役割の違いが見られます。

表 5 都市公園の整備状況

区 分	箇所数 (か所)	面積 (ha)	1人当 り 面 積 (㎡/人)	参 考	
				国の定める 標準面積 (㎡/人)	国の定める 21世紀初頭の目標 (㎡/人)
住区基幹 公 園	街区公園	208	29.73	10.00	1.00
	近隣公園	9	23.74		2.00
	地区公園	1	6.17		1.00
都市基幹 公 園	総合公園	-	-		3.00
	運動公園	1	24.47		1.50
特殊公園	風致公園	2	422.72		8.50
	そ の 他	-	-		
緑 地	都市緑地	16	3.16		
	緩衝緑地	2	3.75		
	緑 道	2	0.61		
大 規 模 公 園	広域公園	-	-	2.00	
	国営公園	-	-	1.00	
合 計	241	514.34	45.95	10.00	20.00
参 考	240	92.14	8.23	-	-

注-1：2025(令和7)年4月1日現在

-2：面積は、1箇所ごとに小数点第3位を四捨五入したヘクタール単位の面積の合計値

-3：1人当たり面積は、都市計画区域内人口に対する値(2020(令和2)年国勢調査、111,936人)

-4：参考は、宮島公園(風致公園、419.10ha)を除く箇所数と面積

-5：国の定める標準面積は、都市公園法施行令第1条の2による。(市町村の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準)

-6：国の定める21世紀初頭の目標は、「緑の政策大綱」(1994(平成6)年9月 国土交通省)、種別ごとの面積は、都市計画中央審議会答申(1995(平成7)年7月18日)

2) 地域別の整備状況

地域別に見ると、人口1人当たりの都市公園面積には大きな差があり、地域ごとに整備状況が異なっています。

また、街区公園については、居住誘導区域においても、誘致距離外となる区域が見られます。

さらに、整備後一定期間が経過した都市公園が多く、都市公園の更新や維持管理のあり方について検討が必要となる状況がうかがえます。

表 6 地域別都市公園の整備状況

種 別	廿日市地域			大野地域			佐伯地域			宮島地域		
	箇所数 (か所)	面積 (ha)	1人当たり面積 (㎡/人)									
街区公園	129	18.08	2.43	67	10.44	3.67	8	0.86	1.10	4	0.35	2.41
近隣公園	6	18.74	2.52	3	5.00	1.76	-	-	-	-	-	-
地区公園	1	6.17	0.83	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運動公園	-	-	-	-	-	-	1	24.47	31.36	-	-	-
風致公園	-	-	-	1	0.52	0.18	-	-	-	1	422.2	2,905.71
緑地	都市緑地	14	3.07	0.41	1	0.03	0.01	1	0.06	0.08	-	-
	緩衝緑地	2	3.75	0.51	-	-	-	-	-	-	-	-
	緑道	2	0.60	0.08	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	154	50.41	6.79	72	15.99	5.63	10	25.39	32.54	5	422.55	2,908.12
参 考	154	50.41	6.79	72	15.99	5.63	10	25.39	32.54	4	0.35	2.41

注-1：2025(令和7)年4月1日現在

-2：面積は、1か所ごとに小数点第3位を四捨五入したヘクタール単位の面積の合計値

-3：1人当たり面積は、都市計画区域内人口に対する値(2020(令和2)年国勢調査、廿日市地域74,256人、大野地域28,425人、佐伯地域7,802人、宮島地域1,453人 廿日市地域及び大野地域は、広島圏都市計画区域人口102,681人を各地域の総人口割合で按分した値。)

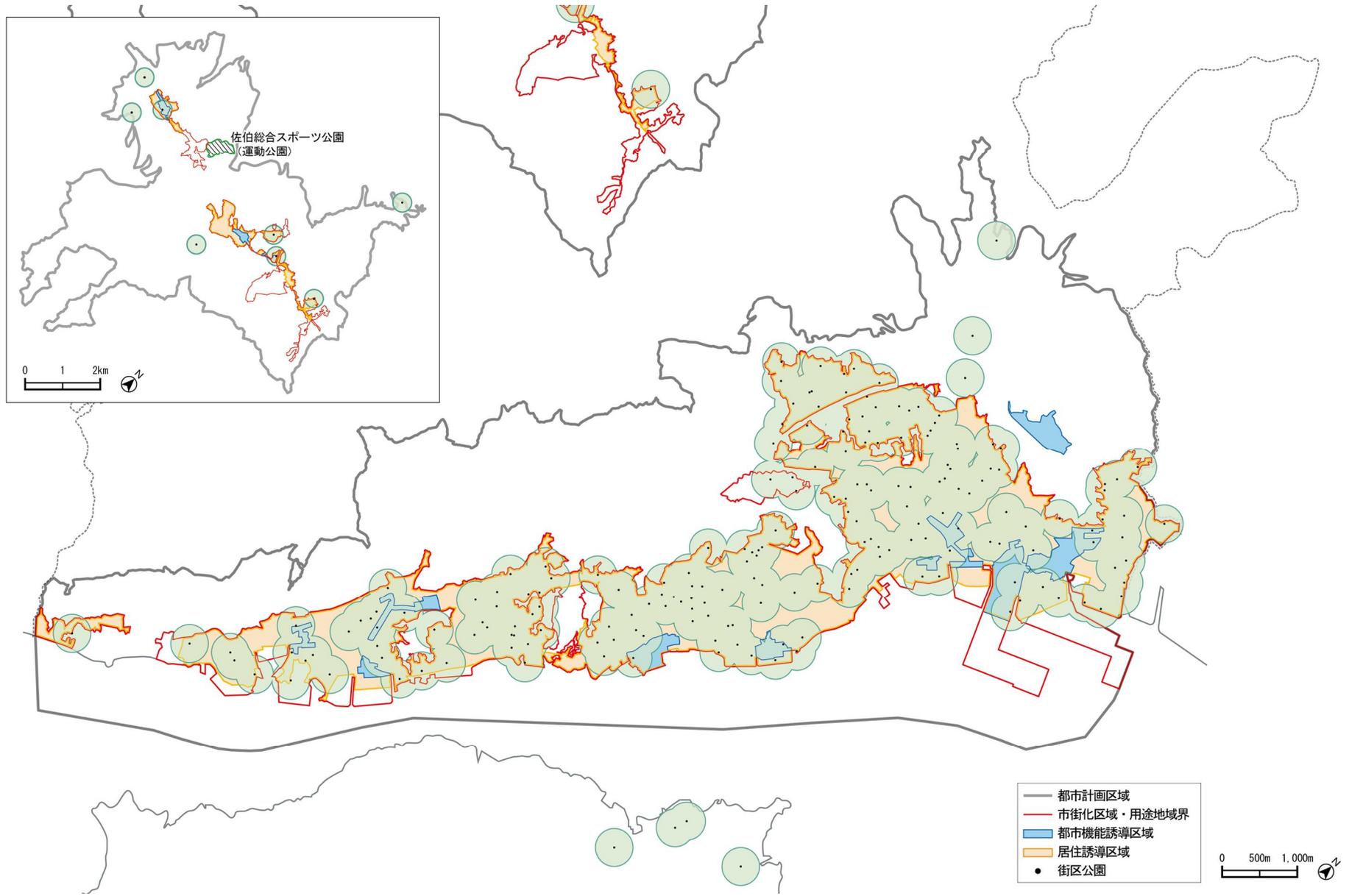
-4：参考は、宮島公園(風致公園、422.2ha)を除く箇所数と面積

表 7 都市公園の整備後経過年数状況

区 分	0～9年	10～19年	20～29年	30～39年	40～49年	50年以上	合 計
廿日市地域	6	15	20	71	42	-	154
大野地域	6	13	17	10	26	-	72
佐伯地域	-	5	5	-	-	-	10
宮島地域	1	-	3	-	-	1	5
合 計	13	33	45	81	68	1	241

注-1：2025(令和7)年4月1日現在

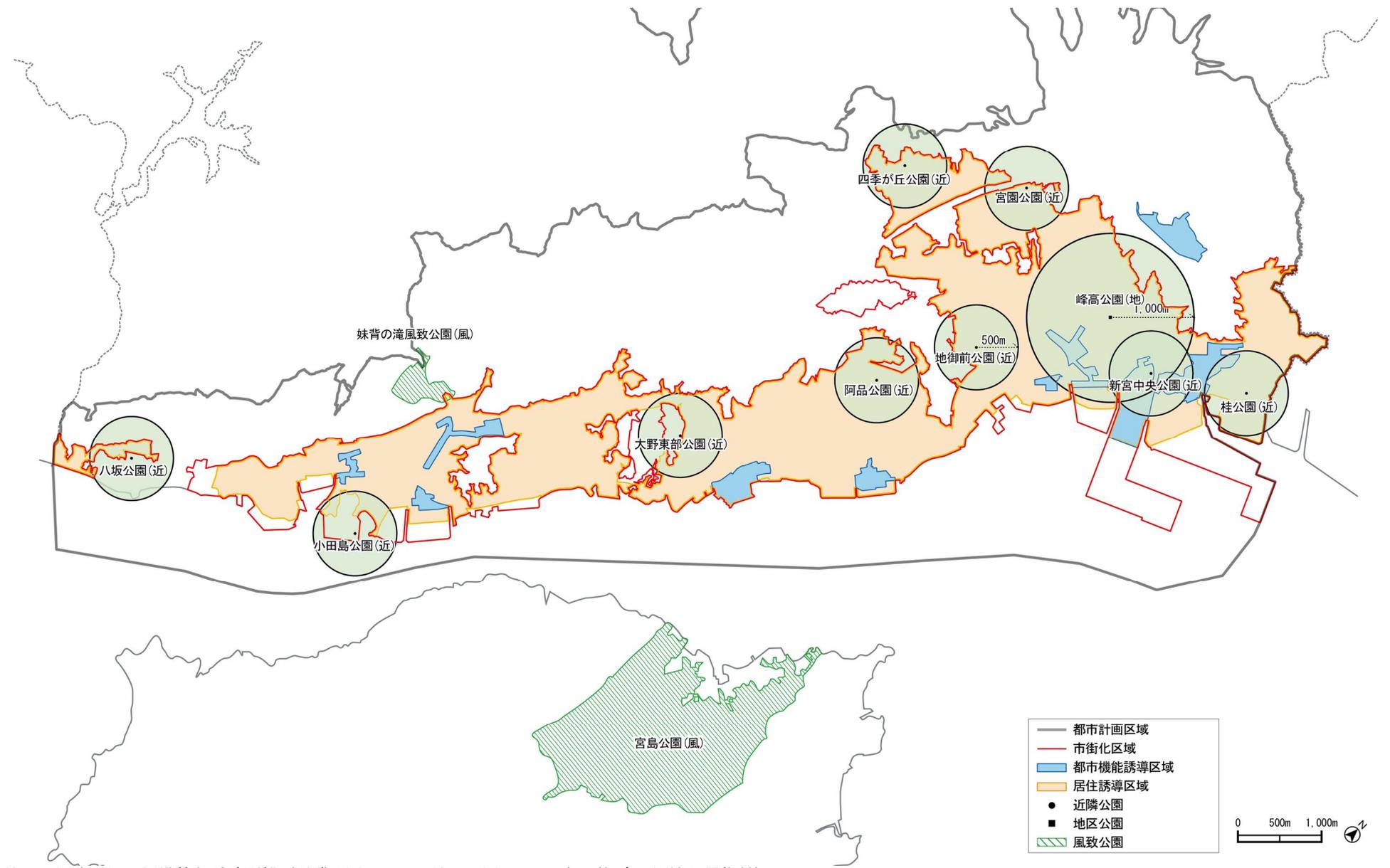
-2：供用開始年月からの経過年数



注：図中の円は街区公園の標準的な誘致距離（250m）（都市公園法運用指針）

（2025（令和7）年4月時点）

図 16 都市公園の整備状況（街区公園）



注-1：図中の円は標準的な誘致距離（近隣公園 500m、地区公園 1,000m）（都市公園法運用指針）

-2：妹背の滝風致公園は一部整備済み。

（2025（令和7）年4月時点）

図 17 都市公園の整備状況（近隣公園・地区公園）

(2) 市街地における緑の連続性の特徴

本市における緑の連続性の状況としては、計画的に整備された大規模住宅団地（四季が丘、宮園、阿品台など）や土地区画整理事業、都市計画道路の整備などにおいて街路樹の整備が行われているほか、一部の河川沿いで公園等としての活用が行われています。

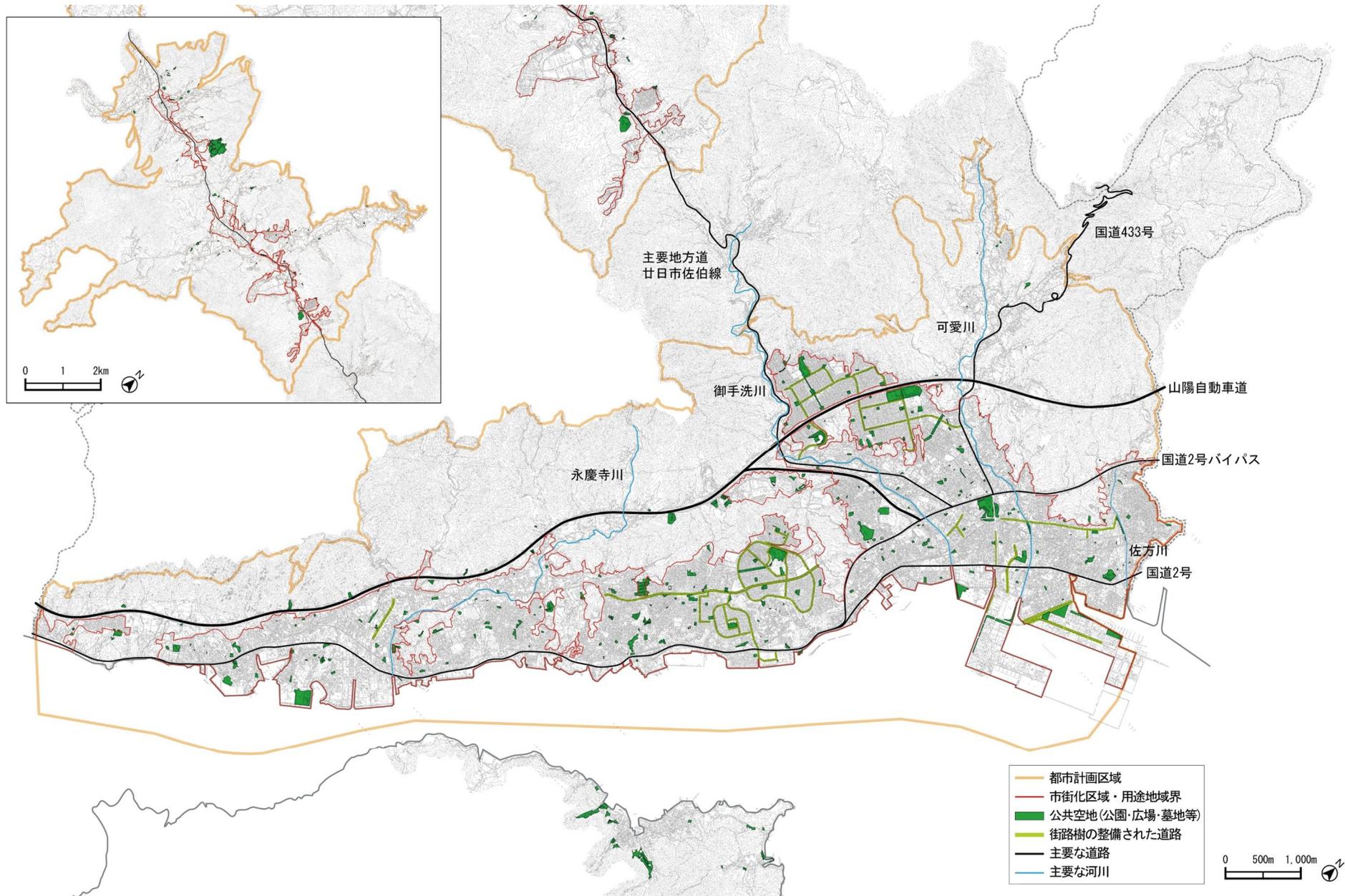
一方、市街地全体を見ると、公園や広場などの緑地は点在しており、面的・線的につながる緑地の連続性は地域によって異なります。



住宅団地内の街路樹（宮園）



街区公園と水辺の遊歩道



注：公共空地は「都市計画基礎調査（2021(令和3)年）」による土地利用現況図を部分修正した。

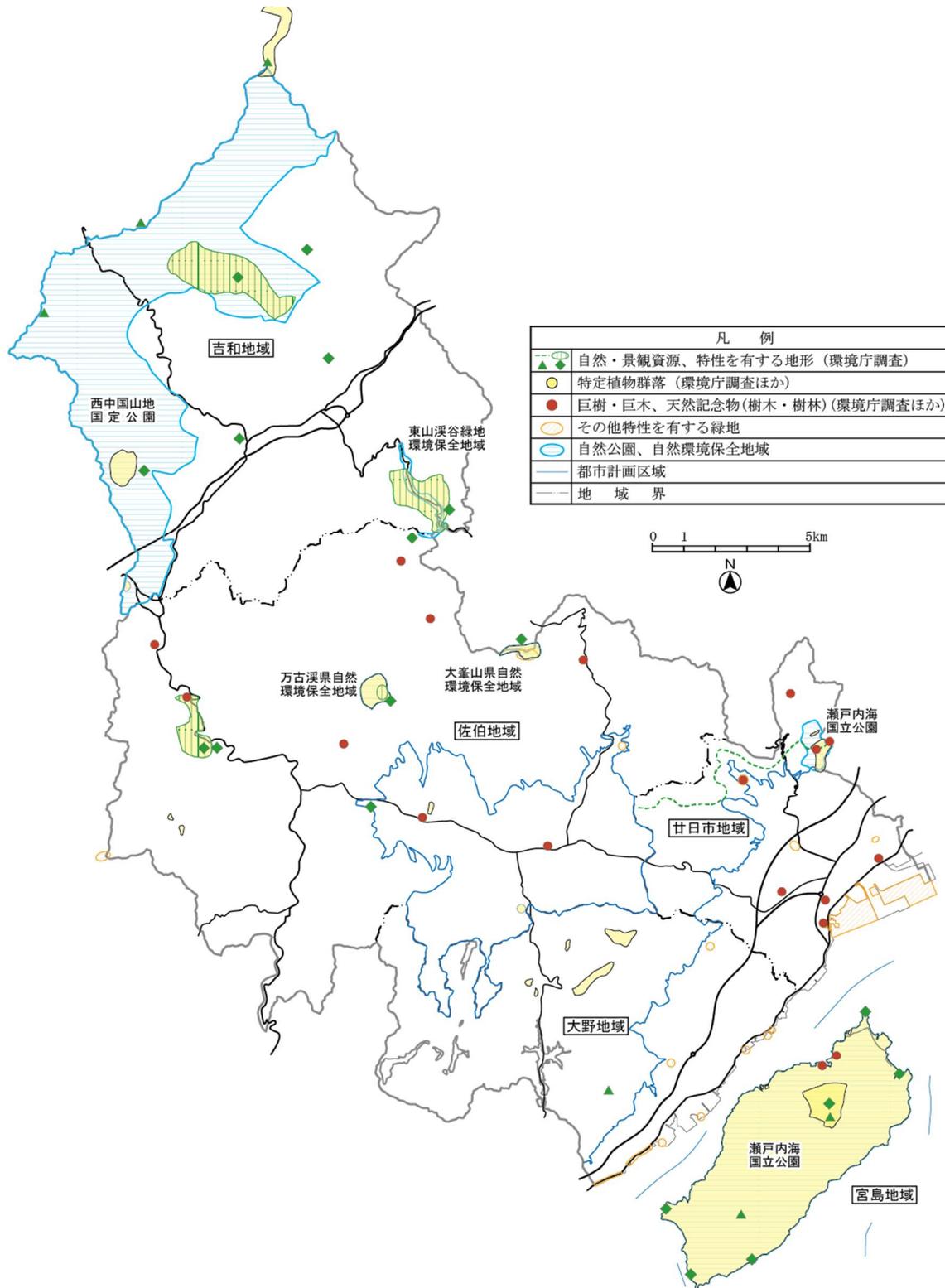
(2025(令和7)年4月時点)

図 18 緑の連続性の状況

(3) 多様な自然環境上の特性を有する緑地の現況

本市は、島しょ部、沿岸の都市部、内陸の農村部、山間部など、多様な地域で構成されており、それぞれの地域に多様な特性を有する緑地が豊富に分布しています。

これらの緑地は、本市の自然環境の多様性を支える要素となっています。



出典：環境庁第3回／第4回自然環境保全基礎調査、廿日市市資料

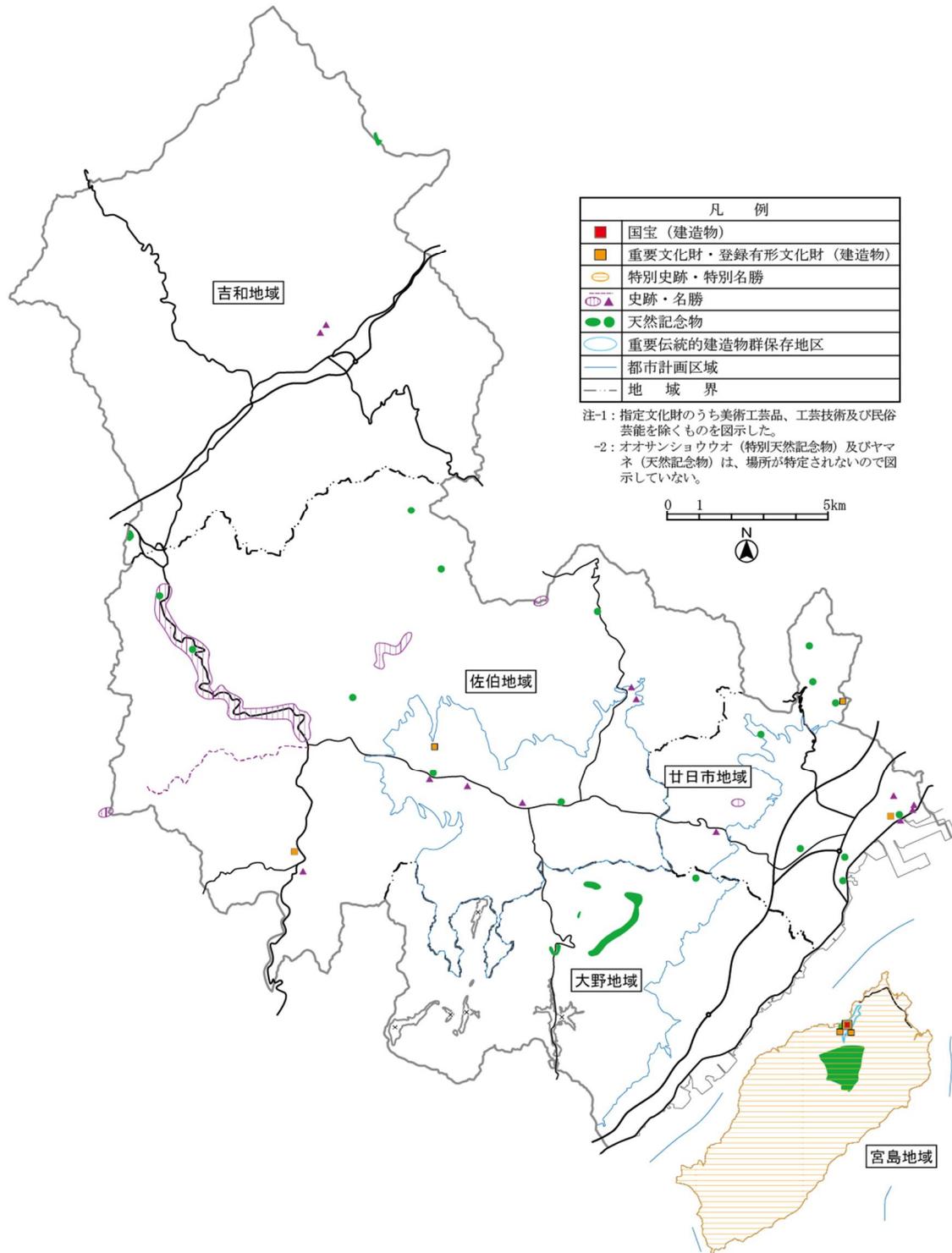
図 19 自然環境上の特性を有する緑地

(4) 文化財と関わりの深い緑の特徴

本市には、厳島神社・宮島をはじめ、建造物、史跡、名勝、天然記念物など、多様な文化財が指定されています。

これらの文化財の周辺には、歴史的背景や土地の成り立ちと深く関わる緑が残されており、文化的価値と一体となった緑地が形成されています。

こうした緑は、文化財の価値を引き立てるとともに、本市の歴史や文化を感じることのできる空間を構成しています。



出典：廿日市市資料

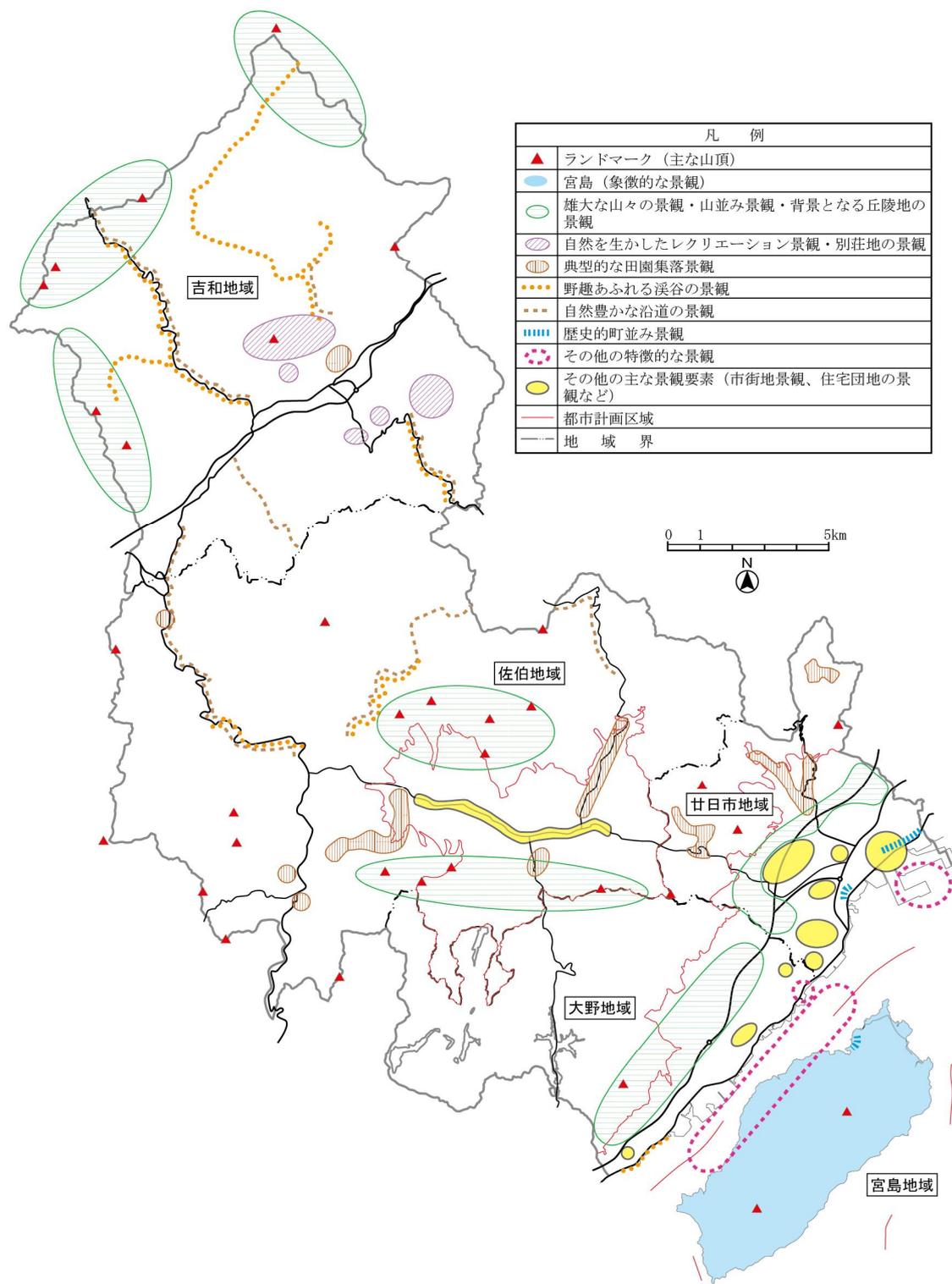
図 20 文化財の指定状況

(5) 景観特性と調和した緑の特徴

本市は、世界遺産を擁する「宮島」をはじめ、臨海・沿岸部の市街地景観、歴史的まちなみ景観、内陸部の田園景観、山なみ景観、渓谷美など、多様な景観特性を有しています。

これらの景観は、周辺の緑と一体となって形成されており、地域ごとの景観の特徴を支える重要な要素となっています。

緑は、景観の連続性や奥行きを生み出す役割を果たしています。



出典：廿日市市景観計画策定業務テクニカルレポート（平成20年3月）

図 21 景観特性

3 緑の課題

これまでに整理した緑地の量的状況および質的状況を踏まえ、本節では、本市における緑の課題を整理します。

ここで示す課題は、第2章で整理した現状や特徴から導き出した論点を整理したものであり、次章において緑のまちづくりの基本方針を検討するための視点として位置づけるものです。

課題1 自然環境・文化・景観と緑の関係性に関する課題

本市には、島しょ部、沿岸部、内陸部、山間部など、多様な地域において自然環境特性を有する緑地が分布しています。

また、巖島神社・宮島をはじめとする文化財や、臨海・沿岸部の市街地景観、歴史的まちなみ景観など、緑と一体となった文化的・景観的資源が数多く存在しています。

これらの緑は、本市の魅力や個性を形成する重要な要素であり、自然環境、文化財、景観と相互に関係しながら成り立っています。

一方で、それぞれの分野における緑の位置づけや役割については、分野横断的な視点で整理していくことが求められます。

課題2 市街地における緑地の分布と生活圏との関係に関する課題

市街地では、都市公園や緑地が点在している一方で、その分布や配置には地域差が見られます。

また、居住誘導区域においても、身近に利用できる緑地との距離や配置の状況には違いが見られます。

こうした状況を踏まえると、市街地における緑地については、都市構造や生活圏との関係を踏まえ、居住誘導区域を含めた区域において、緑地の分布や連続性をどのように捉えるかが、今後の検討において重要な視点となります。

課題3 緑地の利用・管理と関与の継続性に関する課題

都市公園をはじめとする緑地は、市民の利用や関与によって、その機能や価値が発揮されます。

本市においても、地域の特性に応じて、さまざまな形で緑地が利用・管理されています。

一方で、緑地の維持管理や利用の状況には地域差が見られ、将来にわたって継続的に関与を確保していくことが課題となります。

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、緑地を支えていく関係性について整理していく必要があります。

第3章 計画の目標と方針

1 基本理念

(1) まちづくりの基本理念

本市は、まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」とし、すべての市民が日々の暮らしに幸せを感じ、明日に希望を持つことができるまちづくりを進めます。

【まちづくりの基本理念】
市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり

価値観が多様化し、社会情勢が大きく変化する現在において、市民一人ひとりが自分らしく幸福な生活を送るためには、心身の健康と社会的環境が整い、地域内外で広範囲につながりあい、支え合い、それぞれが持てる力を存分に発揮し活躍できるまちをつくることが重要です。

「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念に、現在、そして将来の市民が、いつまでも住み続けたい、住んでみたい、まちを目指します。

また、すべての人々の人権が互いに尊重される平和な社会を実現するため、「平和の希求」と「人権の尊重」を普遍的な理念として位置付けます。

(2) まちづくりの将来像

将来像は、現在のまちの姿をより向上させた、概ね10年先のまちの姿として設定します。

本市の魅力ある資源をより輝かせることで、今以上に豊かで活力あるまちの実現をめざします。

【まちづくりの将来像】
安心に包まれ ワクワクが広がる
未来への挑戦を楽しむまち
つなぎ つながり ともに歩む

(3) 緑のまちづくりの基本理念

まちづくりの将来像の実現をめざしつつ、緑に係る施策を総合的に推進するため、次のような緑のまちづくりの基本理念と将来像を掲げます。

- 【緑のまちづくりの基本理念】**
- ◆世界遺産を擁する「宮島」をはじめとする多様な自然・歴史・文化資源を大切に引き継ぎながら、これらの資源が持つ価値を生かし、市民の暮らしの質を高め、交流と活力のあるまちづくりを目指します。
 - ◆都市構造や生活圏との関係を踏まえ、市街地における緑のあり方を考えながら、誰もが安全で快適に暮らせる環境の形成を目指します。
 - ◆豊かな自然環境や生物多様性の保全を重視し、環境負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、自然環境と都市が調和したまちづくりを目指します。

【緑の将来像】
自然・文化・歴史に育まれた緑が彩る 自然と人の共生都市 はつかいち

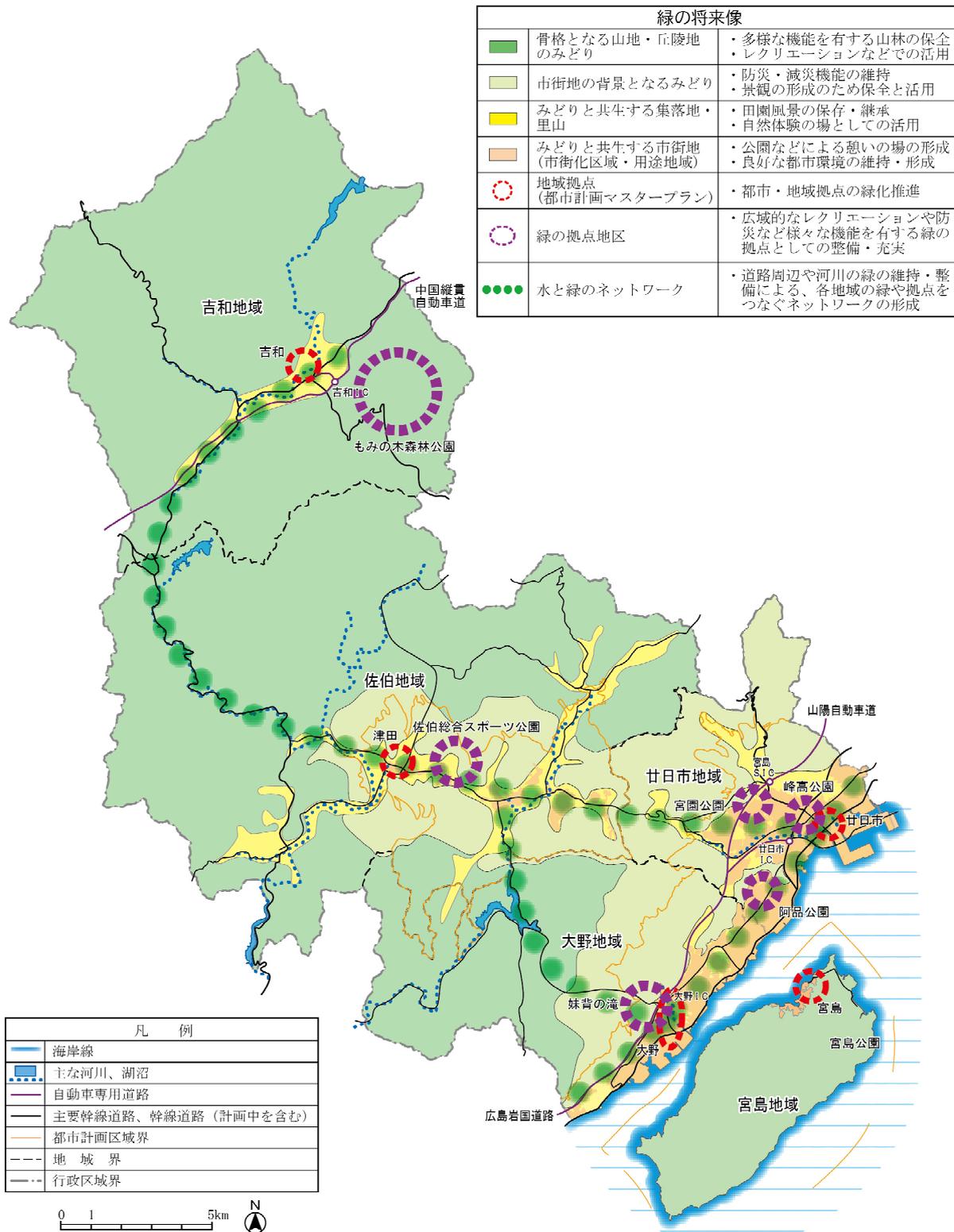


図 22 緑の将来像

2 緑のまちづくりの基本方針

本計画では、改定した基本理念に基づき、緑を都市環境の重要な資源として位置づけ、将来世代へ引き継いでいくことを基本的な考え方とします。

人口減少や都市構造の変化が進む中においても、緑が有する多様な機能や価値をどのように捉え、暮らしの質や都市の魅力につなげていくかが重要となります。

こうした考え方のもと、本計画では「緑をまもる」「緑をみがく」「緑をつなぐ」の3つを基本方針の骨格として、緑のまちづくりの考え方を整理します。

(1) 基本方針1 緑をまもる

本市には、島しょ部、沿岸部、内陸部、山間部など、多様な地域において自然環境特性を有する緑地が分布しています。また、厳島神社・宮島をはじめとする文化財や、歴史的なまちなみ、良好な景観と一体となった緑が、本市の個性や魅力を形成しています。

これらの緑について、その価値や役割を適切に捉え、自然環境、文化財、景観との関係性を踏まえながら、都市の骨格を形成する緑として、将来にわたり引き継いでいく視点を基本とします。

(2) 基本方針2 緑をみがく

市街地においては、都市構造や生活圏との関係を踏まえ、緑地の分布や連続性をどのように捉えるかが重要となります。

居住誘導区域を含めた市街地等において、身近に感じられる緑のあり方を意識しながら、既存公園や緑地の活用・再編も含め、地域特性に応じた緑の形成を考えていく視点を基本とします。

(3) 基本方針3 緑をつなぐ

緑地は、利用や管理、関与を通じて、その価値が高められ、次世代へと引き継がれていくものです。

市民、事業者、行政がそれぞれの立場から緑に関わり、都市公園や身近な緑地が日常の中で活かされ続けるよう、地域の特性に応じた緑との関係性を継続的に築いていくことを基本とします。

3 緑地の確保目標

緑地に関する課題および緑のまちづくりの基本方針を踏まえ、本市における緑地の確保に関する目標を示します。

緑は、環境保全やレクリエーション、防災、景観形成など、多様な機能を有しており、これらの機能が将来にわたり発揮されるよう、計画的な確保と適切な配置が重要となります。

本市では、人口減少や都市構造の変化を見据え、立地適正化計画に基づく集約型都市構造への転換が進められていることから、市域全体の緑地量の確保だけでなく、市街地や生活拠点周辺における身近な緑の確保や、緑の質の向上にも配慮した目標設定を行います。

以下に示す緑地の確保目標は、「緑をまもる」「緑をみがく」「緑をつなぐ」という基本方針の考え方を具体化するものであり、今後の緑の配置計画や施策の推進における指標として位置づけるものです。

(1) 将来人口の設定

将来人口は、はつかいち未来ビジョン2035を受けて、2035(令和17)年に10.9万人とします。

表 8 将来人口

年次	2020(令和2)年	2035(令和17)年	2045(令和27)年
人口	114,173人	109,000人	102,000人

注：2020(令和2)年は国勢調査

(2) 緑地の確保目標

現状の緑地割合は、市街地(市街化区域及び用途地域)約20%、都市計画区域約79%です。

緑地の確保目標は、市街地については、都市公園等の整備、風致地区の指定等による市街地に接続する樹林地等の永続性の確保などにより緑地面積の拡大を図ることとし、確保目標量を概ね700ha、緑地の割合を概ね30%とします。

都市計画区域については、現状の緑地量を維持することとして目標水準を設定します。

表 9 緑地の確保目標水準(長期)

対象範囲	将来市街地	都市計画区域
緑地の確保目標量	概ね 700 ha	概ね 9,400 ha
緑地の割合	概ね 30 %	概ね 80 %

注：緑地の割合は、将来市街地は約2,440ha(現市街化区域及び佐伯都市計画区域の用途地域面積2,354haに宮島地域の連たん市街地(約45ha)と新機能都市開発及び未来物流産業団地等における想定市街地(約43ha)を加えた概ねの面積)、都市計画区域は11,690ha(現状の面積)に対する値です。

(3) 都市公園等として確保すべき緑地の目標

都市公園として確保すべき緑地の目標は、2035(令和17)年において、都市計画区域人口1人当たり49㎡(宮島公園を除く面積は9㎡、脚注)とします。学校グラウンド等の公共施設緑地などについては、遊休施設や廃止施設の利活用などにより、緑地の充実を目指します。

表 10 都市公園として確保すべき緑地の目標水準

年次	2025(令和7)年	2035(令和17)年	2045(令和27)年
都市公園	46.0 ㎡/人 (8.2 ㎡/人)	49 ㎡/人 (9 ㎡/人)	52 ㎡/人 (10 ㎡/人)

注-1：面積は、都市計画区域人口に対する値です。

-2：都市公園は、公告済み公園面積で未決定を含みます。

-3：表の()内は、宮島公園を除いた場合の面積です。(脚注参照)

-4：2045(令和27)年は、長期的な目標として掲げました。

-5：国においては、21世紀初頭における都市公園の目標水準として、広域公園等の大規模な公園を除き17㎡/人を確保することが示されています。

表 11 都市公園の現況と国の21世紀初頭の目標(参考)

都市公園の区分		廿日市市の現況 (㎡/人)	国の21世紀初頭の目標 (㎡/人)	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	2.66	
		近隣公園	2.12	
		地区公園	0.55	
	小計		5.33	4.0
	都市基幹公園	総合公園	-	3.0
		運動公園	2.19	1.5
小計		2.19	4.5	
その他の公園	特殊公園	37.76 (0.05)	8.5	
	都市緑地等	0.67		
計		45.95 (8.23)	17.0	
大規模公園	広域公園	-	2.0	
	国営公園	-	1.0	
合計		-	20.0	

注-1：廿日市市の現況面積は、都市計画区域人口111,936人(2020(令和2)年国勢調査)に対して。

-2：()内は、大半の区域がレクリエーション地として利用できない宮島公園を除いた場合の面積。

脚注：宮島公園は422.2ha(人口1人当たり面積37.72㎡)と広い一方で、大半の区域が天然記念物(瀬山原始林)に指定され、レクリエーション地としての利用が大きく制約されています。このため、整備目標は、国の示す整備目標水準など一般的な整備目標値との関係が把握できるよう配慮して、宮島公園を含む場合の値と、これを除く場合の値を併記しました。(国の示す公園種別ごとの整備目標は次頁に記述しています。)

第4章 緑の配置方針

第3章で示した緑の確保目標を踏まえ、本章では、改定した基本理念および基本方針に基づき、緑を都市空間の中でどのように配置していくか、その考え方を整理します。

本市の多様な自然環境や都市構造、立地適正化計画による集約型都市構造への転換を踏まえ、緑が有する環境保全、レクリエーション、防災、景観形成といった機能が、相互に補完しながら発揮されるよう、系統別に緑の配置方針を示します。

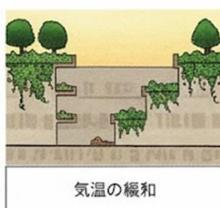
本章で示した配置方針は、次章において、緑の保全及び緑化の推進に向けた具体的な施策として展開します。

1 緑の配置方針の基本的な考え方

緑は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成といった多様な機能を有しており、これらの機能は、緑の立地や規模、周辺環境との関係により、単独または複合的に発揮されます。

このため、本章では、序章で整理した緑の機能を「系統」として捉え、各機能が都市構造や地域特性とどのように関係しながら発揮されるかという視点から、緑の配置方針を整理します。

■都市環境維持・改善の機能



■防災機能



■景観形成機能



■健康・レクリエーション機能



資料：「緑の基本計画ハンドブック 令和3年改訂版」を一部加工

図 23 緑の主な機能

2 環境保全系統の緑の配置方針

環境保全系統の緑は、生態系の保全や水源涵養、気候緩和など、本市の都市環境の基盤を支える役割を担っています。

市域全体の自然環境の骨格を形成する緑として、長期的な視点から配置の考え方を整理します。

表 12 環境保全系統の緑の配置の考え方

主な観点	配置の対象	配置の方向性	配置の考え方
自然環境の保全	山地・丘陵地の樹林地、広がりのある自然緑地、河川・沿岸部の自然環境	開発を抑制する区域として明確化し、まとまりのある形で保全	自然度の高い緑地については、土地利用の転換を抑制し、まとまりのある形で保全することで、良好な自然環境が将来にわたり維持されるよう配置します。
生態系の維持	山地から河川・沿岸部へ連なる緑地、農地や里地里山を含む中間的な緑地	分断を避け、線的・面的な連続性を確保	生物の生息・移動環境を確保する観点から、山地・里地・水辺が連なる緑のつながりを意識し、生態系の連続性が保たれるよう配置します。
都市の骨格形成	市街地外郭部の緑地、尾根筋や斜面樹林地	市街地の外縁に沿って配置し、拡大抑制の役割を持たせる	市街地の無秩序な拡大を抑制するため、地形的な骨格を成す緑地や市街地外郭部の緑を都市構造上明確に位置づけ、都市の骨格を形成する緑として配置します。
環境負荷の低減	樹林地、農地、水辺空間	自然機能が発揮される面的な配置を重視	緑地が有する気候緩和や水循環の保全などの機能を活かすため、自然的土地利用を基本とした緑地を適切に配置し、都市環境への負荷の軽減に努めます。



西中国山地の山並み



万古溪



図 24 環境保全系統の緑の配置方針図

3 レクリエーション系統の緑の配置方針

レクリエーション系統の緑は、市民の余暇活動や交流、健康づくりの場として、暮らしの質を高める役割を担っています。

生活圏との関係を重視し、日常的に利用しやすい配置の考え方を整理します。

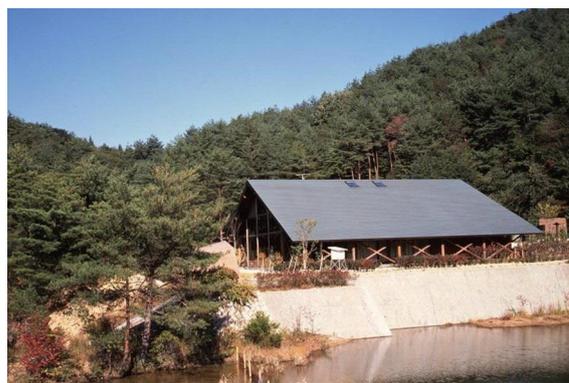
また、人口減少や少子高齢化の進行、公園施設の老朽化等を踏まえ、既存の都市公園については、配置や機能のあり方を総合的に捉える視点が重要となります。

表 13 レクリエーション系統の緑の配置の考え方

主な観点	配置の対象	配置の方向性	配置の考え方
日常的な利用	市街地内の都市公園、身近な緑地	生活圏に近接して配置	市民が日常的に利用できるよう、居住地や生活圏に近い場所に緑地を配置し、身近な憩いや交流の場となるよう整理します。
回遊性・連続性	都市公園、河川沿い緑地、歩行者空間	点在する緑地をつなぐ配置	個々の緑地を単独で捉えるのではなく、歩行や回遊を促す連続した緑の空間として配置します。
交流・にぎわい	拠点的な公園、公共施設周辺の緑地	人が集まりやすい場所に配置	多様な人の交流が生まれるよう、都市機能や公共施設と近接した位置に緑地を配置し、活動の場としての役割を持たせます。
自然とのふれあい	自然環境を活用した公園、特徴ある公園	自然に近接した配置	市の特徴である多彩な自然環境にふれあえるよう、山林などに近接した既存の配置を活かし、自然を体験できる場として整理します。



四季が丘公園



おおの自然観察の森

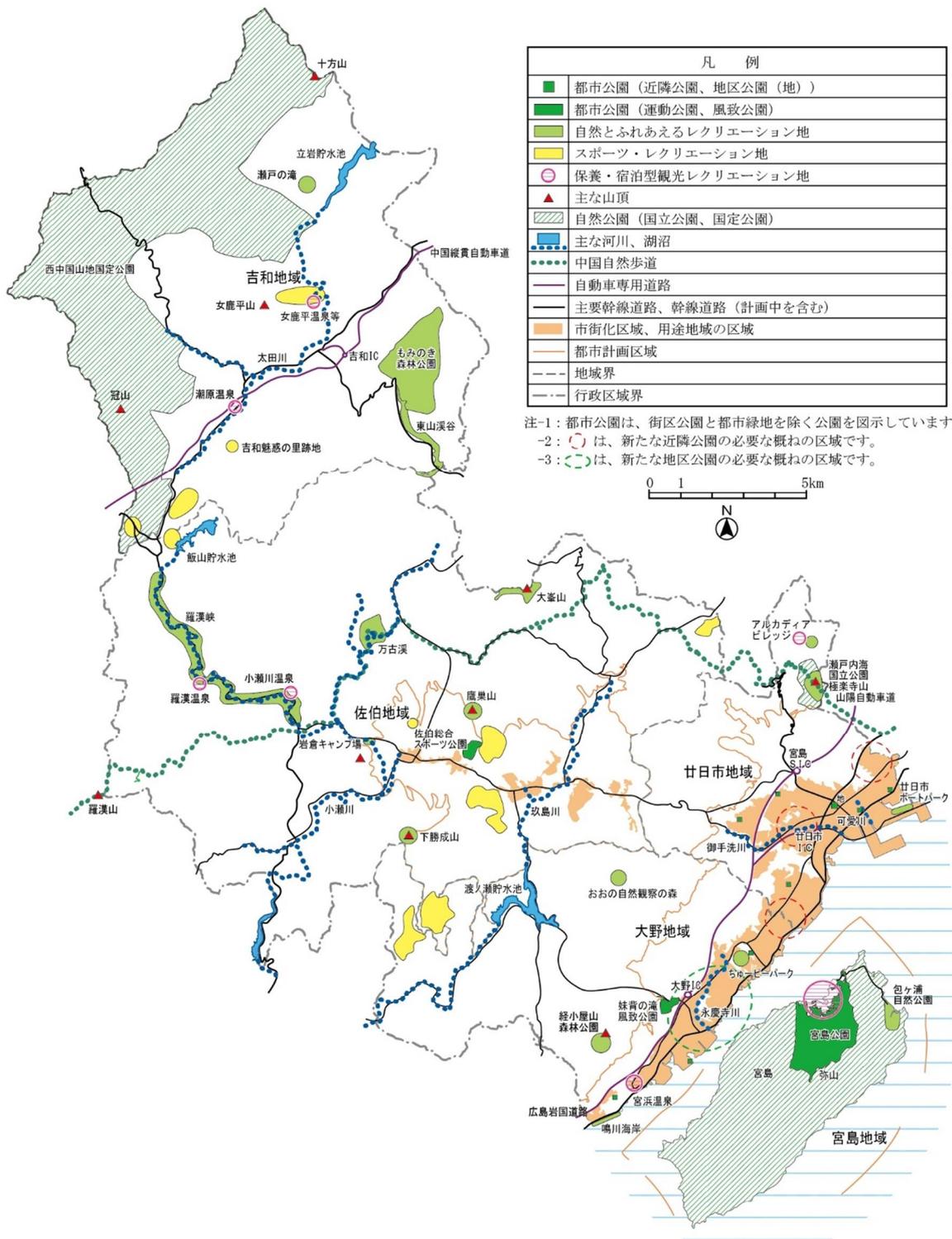


図 25 レクリエーション系統の緑の配置方針図

4 防災系統の緑の配置方針

防災系統の緑は、災害時の避難や延焼遮断、雨水流出抑制など、都市の安全性を支える役割を担っています。

日常利用との両立を前提とし、防災の観点を踏まえた配置の考え方を整理します。

表 14 防災系統の緑の配置の考え方

観点	配置の対象	配置の方向性	配置の考え方
災害リスクの低減	山林、斜面樹林地、農地、水辺空間	危険区域周辺に重点的に配置	土砂災害や水害の発生リスクが高い区域周辺において、緑地が有する自然の防災機能が発揮されるよう配置します。
避難機能	都市公園、公共施設緑地	市街地内にバランスよく配置	災害時の避難場所として機能するよう、市街地内に一定の間隔で緑地を配置し、安全な避難空間の確保を図ります。
多機能利用	日常利用される公園・緑地	平常時と災害時の両立	平常時は市民の利用に供しつつ、災害時には避難地として機能するなど、複数の役割を担う緑地として配置します。



大野東部公園



永慶寺川

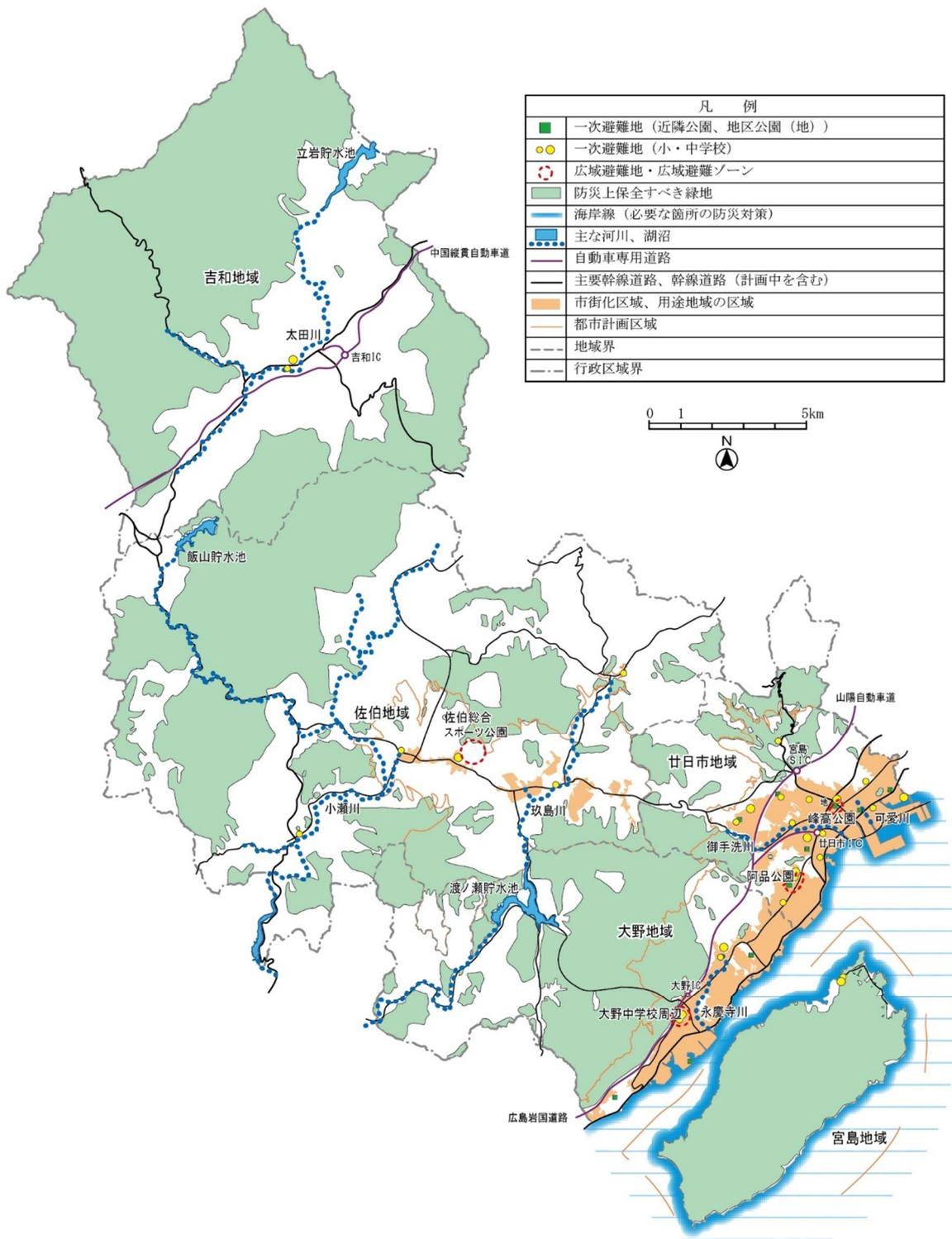


図 26 防災系統の緑の配置方針図

5 景観形成系統の緑の配置方針

景観形成系統の緑は、本市の自然・歴史・文化と一体となり、都市の魅力や個性を形づくる役割を担っています。

主要な景観資源や眺望との関係を踏まえ、配置の考え方を整理します。

表 15 景観形成系統の緑の配置の考え方

観点	配置の対象	配置の方向性	配置の考え方
歴史・文化との調和	歴史的・文化的資産と一体となった緑地	周辺環境と一体的に配置	歴史的・文化的資産の価値を引き立てる背景として、周辺の緑地を一体的に配置します。
眺望・景観の形成	斜面樹林地、海岸線、河川沿い緑地	見通しや連なりを意識した配置	地形や水辺の特性を活かし、眺望や景観の連続性が感じられるよう緑地を配置します。
市街地景観	市街地内の公園、街路沿いの緑	線的・面的に配置	市街地において緑が点在するのではなく、街路や公共空間と連続する形で配置し、潤いある景観を形成します。



佐伯地域の景観



宮島（厳島）

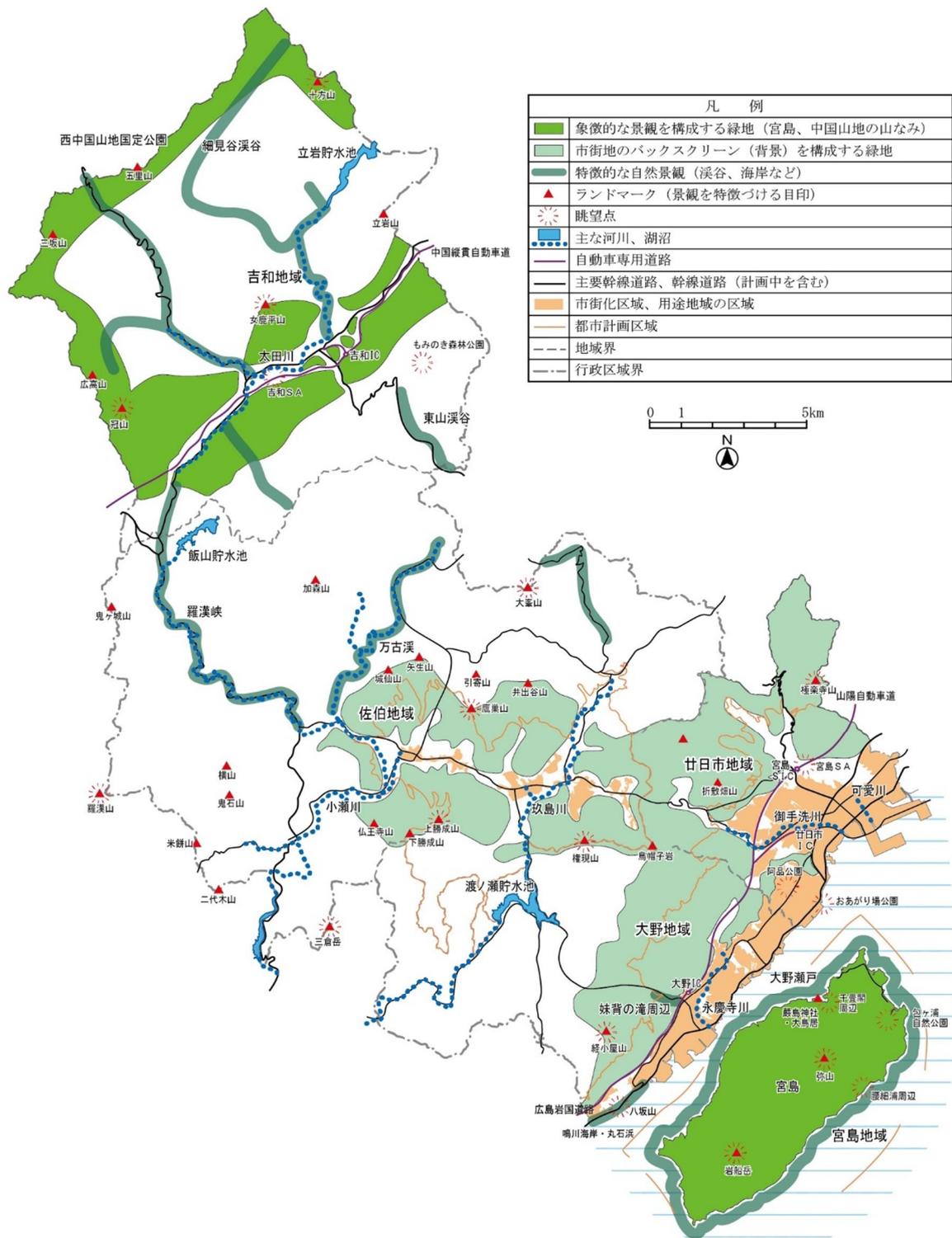


図 27 景観形成系統の緑の配置方針図

6 総合的な緑の配置方針

各機能系統の緑は、都市空間の中で相互に重なり合いながら機能を発揮します。

ここでは、系統別に整理した配置方針を総合的に捉え、基本方針との対応関係を明確にした総合的な緑の配置の考え方を整理します。

基本方針1 緑をまもる — 既存の緑の価値を将来へ継承する —

「基本方針1 緑をまもる」に対応した緑地の配置の考え方は以下のとおりです。

表 16 基本方針1に対応した緑の配置の考え方

配置の視点	主に関係する機能系統	配置の考え方
都市の骨格形成	環境保全／防災／景観形成	山地・丘陵地、市街地外郭部、尾根筋など、都市の骨格を形成する緑地を、市街地の無秩序な拡大を抑制する基盤として明確に位置づけます。土地利用の転換にも配慮し、広がりともとまりを保つ配置とすることで、環境の質の向上や災害リスク低減、骨格景観の維持に資する構造を将来にわたり確保します。
重層的な機能の発揮	環境保全（生態系）／防災	環境保全・生態系の維持や防災などの機能は、個別の緑地だけで完結するものではなく、連続した緑の構造の中で、相互に補完し合いながら発揮されます。広域的なつながりの確保や分断の回避を意識し、機能が重なり合って働くよう、緑地を一体的に捉えた配置とします。
環境と景観の連続性	環境保全／景観形成	山地から里地、市街地周辺、水辺へと連なる緑の流れを意識し、自然条件（水系・地形）に沿って緑の連続性が途切れない配置とします。景観の骨格となる稜線や斜面樹林地、水辺の緑などが相互に関係し合うことで、都市全体として一体感のある緑地構造となるよう整理します。

基本方針2 緑をみがく — 都市空間おける緑を磨き、高める —

「基本方針2 緑をみがく」に対応した緑の配置の考え方は以下のとおりです。

表 17 基本方針2に対応した緑の配置の考え方

配置の視点	主に関係する機能系統	配置の考え方
日常利用の確保	レクリエーション／防災／景観形成	居住地や都市機能が集積する市街地や拠点を中心に、日常的に利用できる緑が確保されるよう配置します。生活圏の中で緑が不足する区域や拠点周辺を意識し、暮らしの質の向上や避難空間の確保、まちなみ景観の向上に資する位置関係となるよう整理します。
多機能利用	レクリエーション(主)／防災(副)	市街地の緑地は、憩い・交流の場としての役割に加え、災害時の活用など多様な機能が求められる空間です。規模や位置を検討する際には、日常利用と非常時利用の両面を前提に、周辺の土地利用や施設配置との関係を踏まえながら、複数の機能が無理なく重なる配置とします。
回遊性と交流	レクリエーション／景観形成	点在する公園や緑地、公共施設緑地等を相互につなぎ、歩行者の移動や回遊を促すため、連続した緑の構造を形成します。緑道や水辺空間、歩行者空間などと一体的に捉え、緑の連続性が感じられることで、日常の利用が広がるとともに、都市の魅力が高まる配置とします。

基本方針3 緑をつなぐ — 緑を支え、活かし、次世代へつなぐ —

「基本方針3 緑をつなぐ」に対応した緑の配置の考え方は以下のとおりです。

表 18 基本方針3に対応した緑の配置の考え方

配置の視点	主に関係する機能系統	配置の考え方
暮らしとの関係性	レクリエーション／景観形成	緑地が生活動線や地域の活動と結びつき、日常的に利用される位置関係となるよう配置します。身近に立ち寄れる緑、眺めとして感じられる緑が、居住環境の質や地域の魅力の維持に寄与するよう、生活圏との関係性を踏まえて整理します。
機能の継続	レクリエーション／環境保全	緑地は、利用されることで関わりが生まれ、その価値が維持・向上していきます。公園や緑地が地域の拠点となり、利用や関与が継続しやすい構造とすることで、緑の機能が将来にわたり安定的に発揮される配置とします。
空間構造	景観形成／レクリエーション	緑地が地域内で孤立せず、人の流れや活動とつながることで、利用の裾野が広がります。緑の連続性や見通し、アクセス性に配慮し、緑が身近に感じられ、関わりが生まれやすい空間構造となるよう配置します。

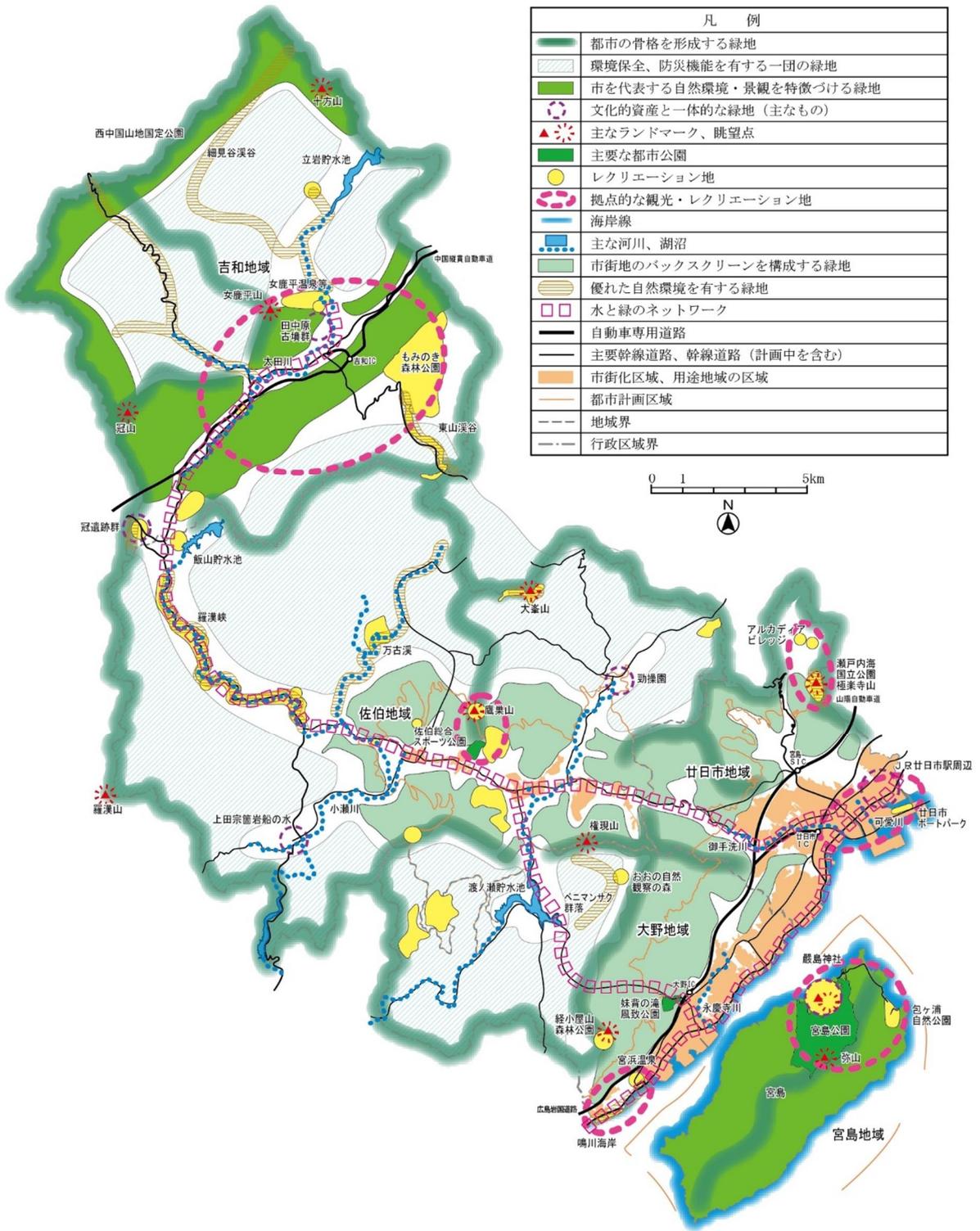


図 28 緑の配置計画

第5章 緑の保全及び緑化の推進のための施策の方針

本章では、第3章で示した緑のまちづくりの基本理念および基本方針、ならびに第4章で整理した緑の配置方針を踏まえ、これらを具体的な取組として実現していくための施策の方針を整理します。

本市における緑は、多様な役割を有しており、その価値を将来にわたって維持・向上させていくためには、施策を体系的に整理し、計画的に展開していくことが重要です。

このため本章では、「緑をまもる」「緑をみがく」「緑をつなぐ」の3つの基本方針ごとに施策の柱を設定し、この柱に基づいて施策を整理します。

各施策は、対象とする緑の特性や役割に応じて位置づけ、相互に関連づけながら展開することで、持続可能な緑のまちづくりを推進します。

表 19 基本方針に基づく施策の柱と主な展開内容

基本方針	施策の柱	主な施策内容（概要）	対応する施策
基本方針1 緑をまもる	自然環境の骨格を形成する緑の維持・保全	山地・丘陵地、河川、沿岸部等における自然環境、生態系や水循環を支える緑地の維持・保全	1 (1)
	里地里山の特性に応じた緑の維持管理	優良農地の保全、里地里山の維持、耕作放棄地の抑制と活用	1 (2)
	法制度等を活用した緑地の機能維持	自然公園等の指定趣旨に沿った管理・周辺土地利用との調和	1 (3)
	歴史・文化・景観と一体となった緑の価値保全	世界遺産や歴史的資産と一体となった緑、市街地・集落景観を構成する緑の保全	1 (4)
	水辺・沿岸部における緑地の価値保全	河川・沿岸部の緑地の維持・環境・景観・防災機能の確保	1 (5)
	防災機能を有する緑地の維持	自然災害を防止する斜面地の維持、市街地内農地等の保全、防災機能の維持	1 (6)
	既存緑地ストックの計画的維持管理	都市公園・緑道等の計画的な管理・老朽化への対応	1 (7)
基本方針2 緑をみがく	生活圏における身近な緑の質の確保	生活圏における公園整備・未利用地等の活用	2 (1)
	都市構造を踏まえた公園配置・更新	都市構造や将来的な維持管理を踏まえた公園の役割や機能の整理・配置	2 (2)
	既存公園の機能更新と質的向上	利用状況や地域特性に応じた機能見直し・公園再編の検討	2 (3)
	回遊性を高める緑のネットワーク形成	緑道・広場等による公園・緑地の連携、回遊性の向上	2 (4)
	緑の質を高める民有地緑化	敷地内緑化の促進・屋上・壁面緑化	2 (5)
	公共施設等における緑の更新と活用	公共施設敷地の緑化・道路・河川空間の活用	2 (6)
	緑の質を高める重点地区の形成	複数施策の組み合わせによる、面的な緑の充実・ネットワーク形成による魅力向上	2 (7)
基本方針3 緑をつなぐ	多様な主体による緑の協働・マネジメント	市民・事業者との連携・活動への参画促進 継続的な活動につながる環境づくり	3 (1)
	緑を介した学びと関係性の形成	自然観察や体験活動などの機会の創出 緑を大切にする意識の醸成	3 (2)
	都市公園・緑地の利活用と運営の高度化	イベントや利活用の促進による交流の創出 計画的な維持管理・運営	3 (3)
	緑を支える仕組みと担い手の形成	制度活用の促進、情報発信・普及啓発	3 (4)

1 「基本方針1 緑をまもる」ための施策の方針

— 既存の緑の価値を将来にわたり維持する —

本市に広がる山林、河川、農地、市街地内の緑地などは、都市の骨格を形成するとともに、市民生活や地域の魅力を支える重要な資源です。これらの緑は、環境保全や生物多様性の確保、景観形成、レクリエーション、防災・減災など多面的な機能を有しており、都市の安全性や快適性を下支えています。

一方で、土地利用の転換や開発、管理の担い手不足、気候変動に伴う災害リスクの高まりなどにより、緑の価値や機能が損なわれる懸念も生じています。

このため本方針では、自然環境の特性や立地条件を踏まえ、既存の緑を都市構造の基盤として位置づけた上で、その価値や機能が失われることのないよう、景観・文化、防災等の観点も含めた計画的な保全を基本として施策を展開します。

(1) 自然環境の骨格を形成する緑の維持・保全

本市及び各地域の骨格を構成する山地・丘陵地、尾根筋、市街地外郭部に広がる緑地は、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、良好な自然環境や景観の形成、生態系の維持、防災機能の確保など、多様な役割を担っています。

これらの緑地は、本市の都市構造を特徴づける基盤であり、山地から市街地、沿岸部へと連なる緑のつながり（連続性）が維持されることで、環境保全や災害リスク低減等の機能が相互に補完しながら発揮されます。



西中国山地の自然

そのため、個別の緑地を点として捉えるのではなく、都市の骨格を形成する緑として、広域的な視点から「まとまり」と「連続性」を意識し、土地利用の転換や開発に際しても、その価値や機能が失われることのないよう保全を図ります。

表 20 自然環境の骨格を形成する緑の維持・保全に関する具体的施策と内容

具体的施策	施策の内容
都市の骨格を形成する緑地の維持・保全	・本市及び各地域の骨格を構成する尾根筋、市街地の無秩序な拡大を抑制する市街地外郭の緑地など、都市の骨格を形成する緑地を維持・保全します。
環境保全機能を有する緑地の維持・保全	・水源かん養、大気浄化などの環境保全機能を有する一団の緑地、河川・湖沼、湿原・湿地、農地、良好な環境を有する海岸線などの緑地を維持・保全します。
土地利用転換・開発時の配慮	・開発や土地利用の転換に際しては、尾根筋や斜面樹林地等、都市の骨格を形成する緑地の保全を重視し、周辺環境との調和を図ります。

(2) 里地里山の特性に応じた緑の維持管理

農地や二次林などから構成される里地里山は、生態系の維持や良好な景観の形成に寄与するとともに、市民にとって身近な自然環境として重要な役割を果たしています。

一方で、担い手不足や土地利用の変化等により、管理が行き届かなくなることで、荒廃の進行や機能低下が懸念される地域も見られます。

本施策では、里地里山を「人の暮らしと関わりながら維持されてきた緑」として捉え、地域の実情に応じた無理のない継続的な管理・活用を基本に、保全を進めます。



圃場整備された田園

表 21 里地里山の特性に応じた緑の維持管理に関する具体的施策と内容

具体的施策	施策の内容
農地の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域等の優良農地の適正管理を行うとともに、農地の荒廃防止や農業施設の維持・保全に向けた取組を推進します。 ・耕作放棄地については、農業体験の場としての活用などにより、持続的な農地の保全・活用を図ります。
二次林等の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・二次林等の手入れを通じて、里地里山の環境機能と景観の維持を図ります。

(3) 法制度等を活用した緑地の機能維持

法制度や指定制度により位置づけられている緑地は、学術的価値や歴史的価値を有するとともに、本市の魅力を象徴する資源です。このため、制度の趣旨に沿った保全・管理を着実に行うことが、緑の価値の継承に直結します。

本施策では、法制度等による枠組みを単に前提条件として扱うのではなく、緑地の特性に応じた管理と周辺環境との調和を図りながら、制度を適切に活用して機能維持を図ります。



西中国山地の山並み

表 22 法制度等を活用した緑地の機能維持に関する具体的施策と内容

具体的施策	施策の内容
法制度や指定制度による緑地の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園（瀬戸内海国立公園、西中国山地国定公園）や県自然環境保全地域、農業振興地域などの指定により、緑地の維持・管理を図ります。
文化財指定の趣旨に沿った緑の適切な保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・宮島の全島が特別史跡及び特別名勝に指定されていることを踏まえ、指定の趣旨に沿った適切な保全・管理を行います。
緑地の価値の維持・継承	<ul style="list-style-type: none"> ・指定地周辺の土地利用や景観との関係にも配慮し、緑地の価値が将来にわたり維持されるよう取り組みます。

(4) 歴史・文化・景観と一体となった緑の価値保全

市街地や集落においては、歴史的・文化的資産と一体となった緑地や、住宅地周辺に残存する斜面樹林地、河川・海岸線などが、地域の個性ある景観を形成しています。こうした緑は、市民の日常生活に潤いを与えるだけでなく、来訪者が本市の魅力を感じる重要な要素でもあります。

本施策では、緑を単体で保全するのではなく、周辺の歴史・文化・景観と一体として価値が高まることを踏まえ、調和した保全を進めます。



安井家母屋（佐伯地域）

表 23 歴史・文化・景観と一体となった緑の価値保全に関する具体的施策と内容

具体的施策	施策の内容
優れた自然の保全	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産を擁する「宮島」と島内の弥山原始林、瀬戸内海国立公園極楽寺山、西中国山地国定公園、東山溪谷、細見谷溪谷、羅漢峡、万古溪、大峯山などの優れた自然を保全します。
景観を構成する緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 市街地、集落の良好な景観を構成する歴史的・文化的資産と一体化した緑地、住宅団地等の周辺に残存する斜面樹林地、河川・湖沼、海岸線などを保全します。 都市公園、公共施設緑地等の点的景観要素、河川、水面、街路樹等の線的景観要素など、市街地内の良好な景観を構成する緑地を保全します。

(5) 水辺・沿岸部における緑地の価値保全

河川や湖沼、沿岸部の緑地は、水辺環境の保全や景観形成に寄与するとともに、市民の憩いや交流の場として重要な役割を担っています。また、洪水や高潮などの災害リスクの軽減にも資する緑地です。

本施策では、自然環境としての価値と日常利用としての価値の両面を踏まえ、保全と利用が両立する形で、水辺・沿岸部の緑地機能の維持を図ります。



ゆめ桜公園

表 24 水辺・沿岸部における緑地の価値保全に関する具体的施策と内容

具体的施策	施策の内容
親水性の高い河岸、海岸線の形成	<ul style="list-style-type: none"> 河岸、海岸線沿いの緑地の確保と緑化を推進するとともに、多自然型川づくり、親水護岸の整備などにより、親水性の高い河岸、海岸線の形成を図ります。
市民に親しまれる水辺空間の形成	<ul style="list-style-type: none"> 河川沿い等における公園・緑地の活用を進め、市民に親しまれる水辺空間の形成を図ります。

(6) 防災機能を有する緑地の維持

山林や斜面地、農地、河川等の緑地は、土砂災害や水害の防止など、防災上重要な機能を有しています。これらの緑地が持つ保水・浸透・遅延といった自然の機能は、ハード対策を補完するとともに、流域全体で水を受け止めるという考え方のもと、災害リスクの低減に寄与するものです。

本施策では、災害リスクの高い区域周辺の緑地を中心に、既存の指定や地形条件を踏まえ、流域の特性を意識しながら、緑地の防災機能が損なわれないよう維持・保全を進めます。あわせて、避難地となる公園・公共施設緑地についても、防災上の役割が確実に果たされるよう配慮します。



新宮中央公園（防災公園）

表 25 防災機能を有する緑地の維持に関する具体的施策と内容

具体的施策	施策の内容
自然災害を防止する緑地の維持	・土砂災害警戒区域周辺の緑地、土砂災害防止機能のある保安林、河川区域等の法指定地、市街地周辺に分布する急傾斜地等の樹林地、農地、海岸線などについて、自然災害を防止する緑地として維持を図ります。
市街地内農地の位置づけ	・市街地内の農地は、良好な都市環境や都市景観の形成のみならず、防災空間の確保、農とふれ合う場の提供など多様な役割を踏まえ、必要に応じて生産緑地地区、市民緑地制度等の活用を図ります。
都市公園等における避難地としての機能の維持・整備	・災害時に避難地となる都市公園等については、地域防災計画との調整を図りながら、避難地としての必要な機能の維持・整備を図ります。

(7) 既存緑地ストックの計画的維持管理

これまでに整備されてきた都市公園や公共施設緑地、緑道などは、貴重な緑のストックとして、市民生活を支えてきました。こうしたストックは、整備して終わりではなく、適切な維持管理・更新を通じて機能を継承することが不可欠です。

本施策では、緑地の特性や老朽化の状況、利用ニーズの変化等を踏まえ、計画的な維持管理と必要に応じた更新・魅力化を進め、将来世代へ機能を確実に継承します。



阿品公園

表 26 既存緑地ストックの計画的維持管理に関する具体的施策と内容

具体的施策	施策の内容
都市経営の視点による都市公園等のマネジメントの推進	・都市公園等の管理にあたっては、都市公園等の特性や地域ニーズに応じつつ、市民や民間事業者も参画しながら管理運営を行うなど、都市経営の視点から都市公園等のマネジメントを推進します。
新たな手法の導入による魅力化とにぎわいづくりの推進	・民間参入が見込めるポテンシャルの高い都市公園等については、Park-PFIなどの手法の導入等により、魅力化とにぎわいづくりを進めます。
公園施設の計画的な維持・改修	・公園施設の長寿命化計画に基づき、老朽化施設の計画的なメンテナンス、改修を行うとともに、地域ニーズの変化等に応じたりリニューアルと魅力化を進めます。

2 「基本方針2 緑をみがく」ための施策の方針

— 都市空間における緑を磨き、高める —

人口減少や都市構造の変化が進む中においても、市民が身近に緑を感じ、日常的に利用できる環境を確保することは、暮らしの質の向上や地域の魅力の維持・向上にとって重要です。特に市街地においては、緑の量だけでなく、その分布や連続性、利用のしやすさが問われています。

本市では、これまで都市公園の整備や公共施設・民有地の緑化などを通じて、市街地を中心とした都市空間における緑の充実に取り組んできました。今後は、こうした取組を踏まえつつ、都市構造や生活圏との関係を整理し、緑の配置や役割をより明確にしていく必要があります。

このため本方針では、既存の緑との関係性を意識しながら、地域特性や都市構造に応じた緑の創出・再配置を行い、都市空間における緑の質と価値を高めていく視点を基本として施策を展開します。

(1) 生活圏における身近な緑の質の確保

生活圏における身近な公園や緑地は、市民の日常生活に潤いを与えるとともに、憩いや交流の場、災害時の一時避難場所として重要な役割を担っています。特に、徒歩圏内で利用できる緑の有無は、居住環境の質に大きく影響します。

一方で、市街地や集落地の一部では、公園の誘致距離外となっている地区や、人口密度が高いにもかかわらず身近な緑が不足している地区が見られます。

本施策では、生活圏や居住地周辺を中心に、市民が日常的に利用及び災害時に活用できる身近な緑の質の確保を図ります。

表 27 生活圏における身近な緑の質の確保に関する具体的施策と内容

具体的施策	施策の内容
街区公園等の整備による身近な緑の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園や近隣公園の整備を通じ、身近な緑の確保を図ります。 ・整備にあたっては、以下の優先度を踏まえつつ、地域住民との合意形成や適切な維持管理が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> □市街化区域内かつ誘致距離外の、人口密度の高い地区 □市街化区域内かつ誘致距離外の、農地転用等による土地利用転換の可能性の有る地区（将来的に宅地化される可能性のある地区） □市街化調整区域かつ誘致距離外の、災害の危険性のある地区に存在する集落かつ避難場所として災害の危険性がない場所
地域の実情や将来的な維持管理を見据えた改善	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公園にあたっては、地域の実情や利用ニーズ、将来的な維持管理に配慮した改善を図ります。
公園的利用のできる空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備が困難な地区については、公共施設用地や未利用地の活用などにより、公園的な利用が可能な空間の確保を検討します。

(2) 都市構造を踏まえた公園配置・更新

新たな公園の整備や新設にあたっては、都市構造や将来の人口動向、維持管理の視点を踏まえた中長期的な考え方が必要です。

公園は日常利用に加え、防災、交流、地域拠点としての役割も担う都市施設であり、単に数や面積を増やすことを目的とするものではありません。

本施策では、都市構造や地域特性との整合を重視し、公園新設の必要性や役割を明確にした上で、配置や規模、機能を整理します。

表 28 都市構造を踏まえた公園配置・更新に関する具体的施策と内容

具体的施策	施策の内容
都市構造等を踏まえた公園整備の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導区域などの拠点において、その拠点としての公園の役割や機能を整理した上で新設・配置を検討します。
他の公共施設と連携した公園整備の配置の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な賑わい機能や災害時の防災・避難機能が求められる地区については、他の公共施設との連携を視野に入れた整備を検討します。

(3) 既存公園の機能更新と質的向上

既存の都市公園は、市民の日常生活における身近な緑として重要な役割を果たしてきましたが、整備後の経過年数や地域ニーズの変化により、現在の利用実態と合致しない公園も見られます。

今後は、新設だけでなく、既存公園の機能を見直し、質的向上を図ります。

表 29 既存公園の機能更新と質的向上に関する具体的施策と内容

具体的施策	施策の内容
多様なニーズに対応した公園の機能更新	<ul style="list-style-type: none"> ・防災や交流等の機能を付加し、多様なニーズに対応した公園として機能の更新を進めます。
持続可能な公園のあり方の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・将来的な維持管理を見据えた持続可能な公園のあり方を検討します。

(4) 回遊性を高める緑のネットワーク形成

都市公園や公共施設緑地、河川・海岸沿いの空間などは、相互につながることで、より高い利用価値を発揮します。

回遊性のある緑の形成は、市民の歩行や交流を促進し、都市の魅力向上につながります。

本施策では、回遊性や安全性・快適性などに配慮しながら、緑のネットワークの形成を図ります。



住吉堤防

表 30 回遊性を高める緑のネットワーク形成に関する具体的施策と内容

具体的施策	施策の内容
公園・緑地等を結ぶ緑道などの整備の推進	・都市公園や公共施設緑地等を結ぶ緑道や広場の整備を進めます。
安全で快適な移動空間の形成	・河川沿いや海岸線、歩行者空間を活用し、安全で快適な移動空間の形成を図ります。

(5) 緑の質を高める民有地緑化

民有地における緑は、市街地全体の緑量を底上げする重要な要素です。公共空間の緑と相互に補完しながら、快適な都市環境の形成に寄与します。

本施策では、緑の質を高めるための民有地における緑化や適切な維持管理を促進します。



住宅団地における敷地内植栽

表 31 緑の質を高める民有地緑化に関する具体的施策と内容

具体的施策	施策の内容
各種制度の活用による、敷地内植栽や屋上緑化等の促進	・地区計画や各種制度の活用により、敷地内植栽や生け垣化、屋上・壁面緑化を促進します。
緑の適切な維持管理に向けた支援と啓発の実施	・緑化された空間が適切に維持管理されるよう、支援や啓発を行います。

(6) 公共施設等における緑の更新と活用

公共施設や道路、河川、海岸線等は、市が率先して緑の創出を行う空間であり、民有地緑化を誘導する役割も担います。

また、公共施設における緑化は、周辺市街地への波及効果も期待されます。

本施策では、公共施設等の緑の更新や緑化の取り組みを進めます。



廿日市市多世代活動交流センター

表 32 公共施設等における緑の更新と活用に関する具体的施策と内容

具体的施策	施策の内容
既存公共施設や道路、河岸等における緑の更新	・公共施設敷地内の緑地や道路植樹、河岸・海岸線などの緑の更新を進めます。
新たな公共施設への、環境に配慮した緑化	・新たに整備する公共施設では、環境との共生に配慮した緑化を検討します。

(7) 緑の質を高める重点地区の形成

ア 位置づけ

緑化重点地区における緑の創出は、個別の公園整備や緑化施策を組み合わせ、面的かつ横断的に展開することが重要であり、緑豊かなまちづくりを先導する役割を担います。

本施策では、都市公園の整備・改善、民有地の緑化、公共施設緑地の活用などを組み合わせ、重点的に緑の創出を図ります。また、面的な緑の充実やネットワークの形成により、地区全体の魅力向上を図ります。

施策の推進にあたっては、地域住民や事業者との連携を図りながら、計画的に取り組むとともに、取組をより効果的に進めるため、緑の創出を面的かつ集中的に展開する考え方を導入します。

イ 緑化重点地区の指定地区

緑化重点地区は、重点的な緑化により、その効果を挙げるべき地区であることから、はつかいち未来ビジョン2035に示される今後概ね10年間を見据えた将来都市構造に基づき、拠点等の形成を図る、次の地域を指定します。

- 拠点の形成による持続可能なまちづくり計画（廿日市市立地適正化計画）において都市機能誘導区域かつ、都市拠点及び地域拠点、政策拠点に位置づけられている市街地
- 廿日市市都市計画マスタープランにおける観光交流拠点地区

表 33 緑の質を高める重点地区の形成

地区名	指定の意義等
シビックコア周辺地区	・本市の「都市拠点」に位置づけられ、公共公益施設、商業業務施設、交通施設等が集積して都市のシンボルとなる地区で、緑豊かな魅力ある賑わい空間を形成する必要があります。
大野中央地区	・大野地域の「地域拠点」に位置づけられる地区で、計画的な市街地整備が実施されており、良好な都市環境を形成する必要があります。
津田地区	・佐伯地域の「地域拠点」に位置づけられる地区で、地域の中心地にふさわしい良好な都市環境を形成する必要があります。
宮島口地区	・都市計画マスタープランにおいて「観光交流拠点地区」に位置づけられるとともに、景観計画の「景観重点区域」に位置付けられる地区で、宮島の玄関口として快適で魅力的な空間を創出する必要があります。
平良丘陵地区	・本市の「政策拠点」に位置づけられる地区で、重点施策として特徴的な都市機能を配置する開発事業が実施されており、良好な都市環境を形成する必要があります。

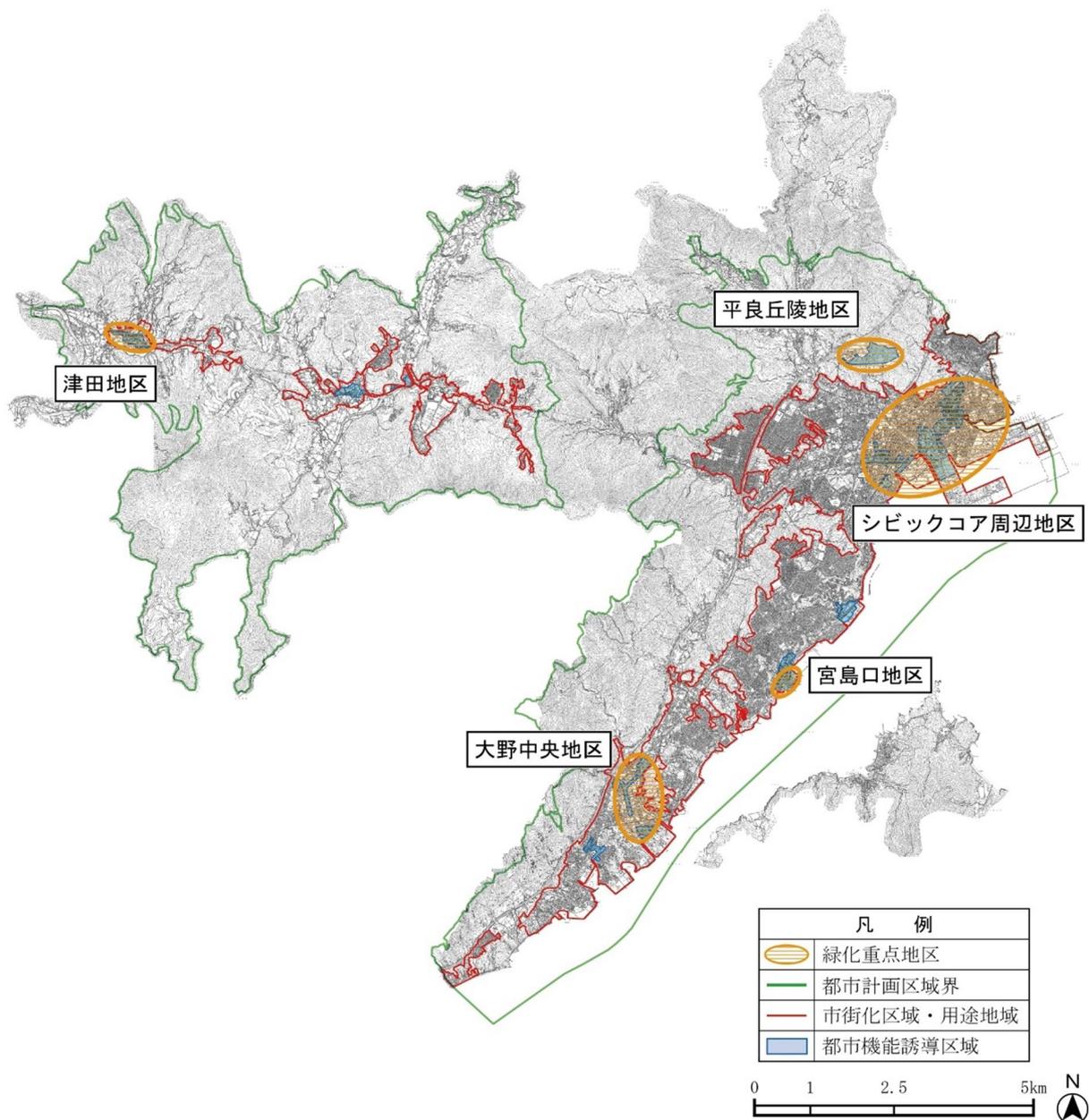


図 29 緑化重点地区の位置

ウ 緑化重点地区の緑化の方針

緑化重点地区として位置づけた地区を対象として、地区の位置づけと緑化の方針を次頁以降に示します。

これらの地区のうち、シブクワ周辺地区、大野中央地区、津田地区など、都市内の拠点型の地区においては、当該地区の役割を踏まえて、主要な都市機能を効果的に配置するとともに、地区の特色を活かした安全、安心で魅力ある都市空間を構成していくことが必要です。

このため、緑化の方針においても、既存の緑を活かすとともに、地区の防災性の向上にも配慮し、水辺、歴史文化資源、公共公益施設などと連携した、地区全体の《緑の骨格》のあり方に着目し、緑の質の向上に向けた配置と取組を主な内容としています。

(7) シビックコア周辺地区

① 地区の位置づけ

廿日市市の都市拠点地区

・都市機能の集積整備、高次化、賑わい空間の整備、土地の有効・高度利用、良好な住環境の整備など中心市街地としての魅力や利便性を向上させる地区

② 緑化の方針

既存の環境ストックと今後の都市整備の動向を活かして、災害時に防災空間の役割も担う緑の骨格のネットワークを形成します。

- シビックコア地区
- JR廿日市駅周辺（駅北、駅南）～畑口寺田線
- 宮内串戸駅周辺
- 市役所～市民活動センター等
- 国道2号沿道
- 旧西国街道沿道、天神の寺社等
- 住吉桜並木、潮まわし
- 可愛川沿い

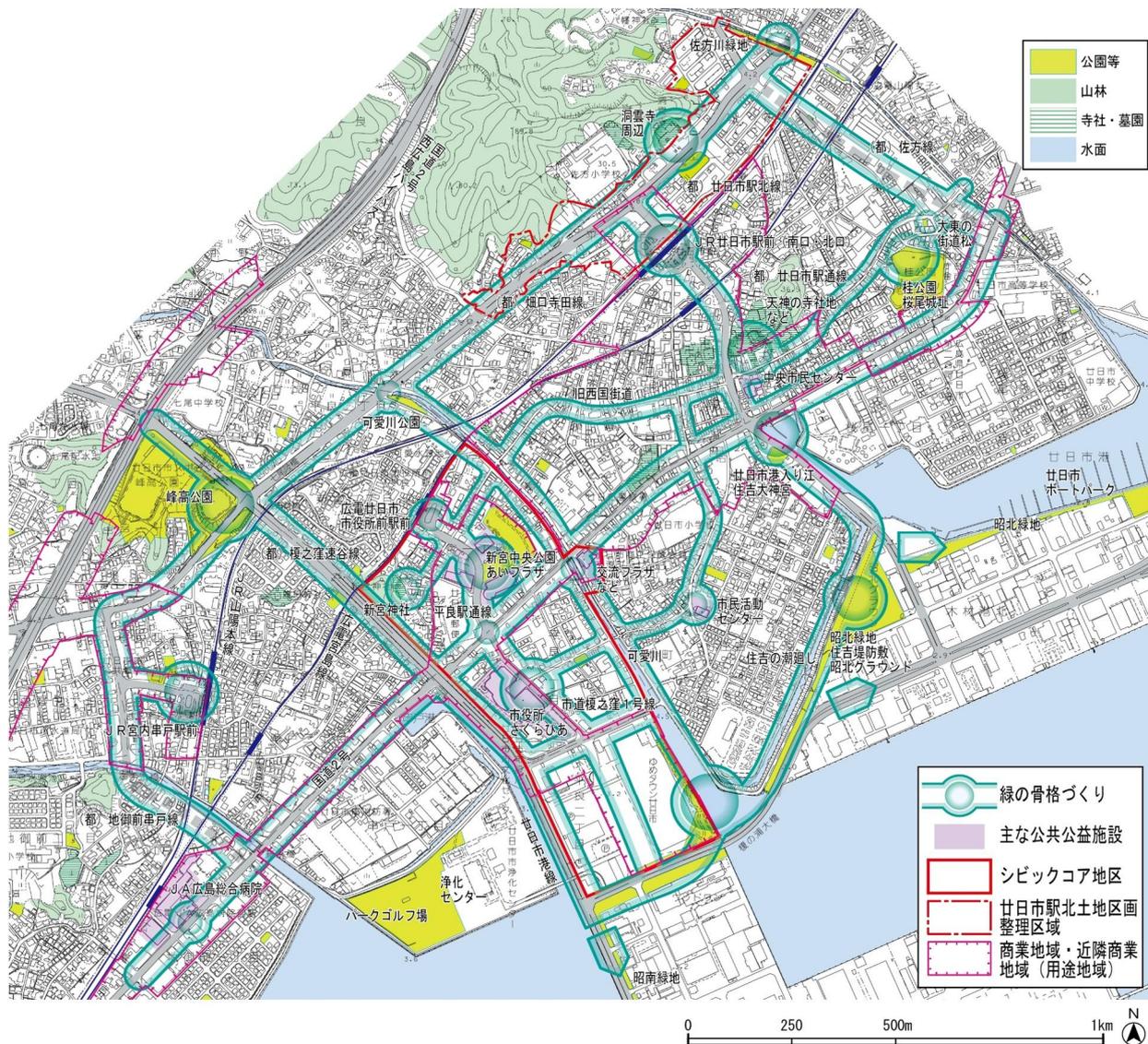


図 30 シビックコア周辺地区の緑化方針図

(イ) 大野中央地区

① 地区の位置づけ

大野地域の地域拠点地区

- ・生活サービス機能の充実強化による地域拠点性の向上、良好な居住の場としての整備を進める地区

② 緑化の方針

街路や河川整備に合わせた潤いのある空間整備と既存の公共公益施設の緑が連携し、災害時に防災空間の役割も担う緑の骨格を形成します。

中央地区土地区画整理区域における面的な緑化を促進します。

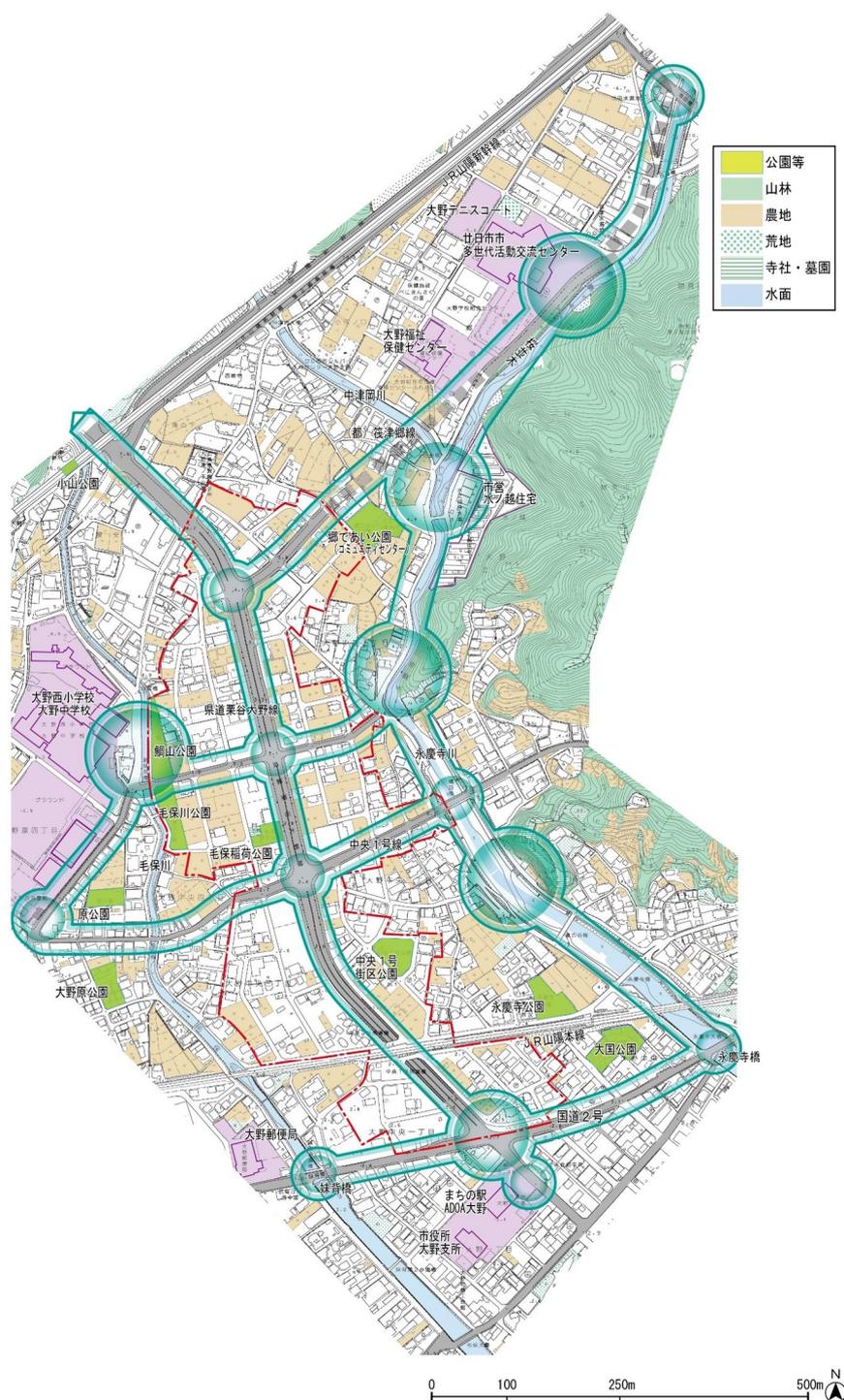


図 31 大野中央地区の緑化方針図

(ウ) 津田地区

① 地区の位置づけ

佐伯地域の地域拠点地区

- ・生活サービス機能の充実強化による地域拠点性の向上、良好な居住の場としての整備を進める地区

② 緑化の方針

市民サービスや文化活動の拠点として、公共公益施設・公共空間を中心に民間施設敷地が連携した緑化により、災害時に防災空間の役割も担う緑の骨格を形成します。

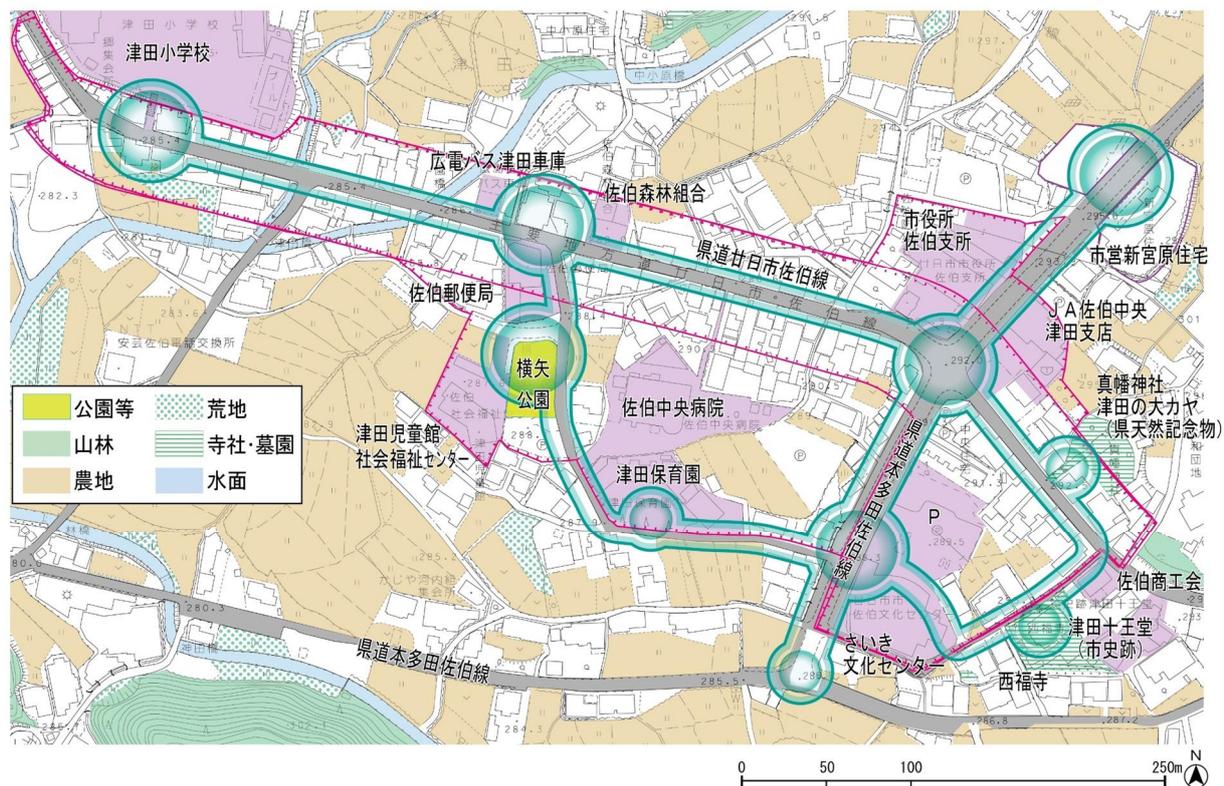


図 32 津田地区の緑化方針図

(I) 宮島口地区

① 地区の位置づけ

観光交流拠点地区（宮島と一体の位置づけ）

・港湾・景観・交通・バリアフリーなど総合的環境の整備を進める地区

② 緑化の方針

「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」（平成28(2016)年3月策定）に基づき、世界遺産・宮島の玄関口にふさわしい良好な景観の形成と賑わいの創出に向けて、地区の緑化を進めます。

観光客への「もてなし」の場となり、厳島神社周辺の景観の形成に資するよう、次のような観点から緑の空間を充実させていきます。

- JR宮島口駅と栈橋を結ぶ軸線の景観
- 国道2号からアプローチする道路周辺の景観
- 海上や対岸から見られる海岸部の景観形成



図 33 宮島口地区の緑化方針図

(オ) 平良丘陵地区

① 地区の位置づけ

重点施策地区

- ・産業用地への市内企業の移転、市外企業の新規立地や、観光に優れた立地特性を活かした新たな都市機能の立地を誘導することで、本市の将来を見据えた新たな活力を創出し、都市の発展を牽引することを目指す地区

② 緑化の方針

周辺の自然環境と新たに整備される都市基盤を生かして、恵まれた自然と調和した快適で賑わいのある都市環境の創出に向けて、地区の緑化を進めます。



図 34 平良丘陵地区の整備イメージ図

3 「基本方針3 緑をつなぐ」ための施策の方針

— 緑を支え、活かし、つなげていく —

これまでに示した「緑をまもる」「緑をみがく」取組を将来にわたり持続させていくためには、緑そのものの整備や配置だけでなく、それを支え、使い、関わり続ける人や仕組みの存在が不可欠です。

本方針では、市民、地域、事業者、行政といった多様な主体が、それぞれの立場から緑に関わり、日常の中で活用しながら価値を高めていくことを重視します。

緑が管理や利用を通じて継続的に活かされ、地域に根づいた存在として次世代へ受け継がれていくよう、関与の仕組みづくりや利活用の促進を図る視点を基本として施策を展開します。

(1) 多様な主体による緑の協働・マネジメント

緑の保全や活用は、行政のみで完結するものではなく、市民や地域、事業者など多様な主体の参画によって支えられています。身近な緑を守り育てる取組は、地域への愛着やコミュニティの形成にもつながります。

本施策では、市民団体や地域組織、事業者等との協働により、緑地や都市公園の保全・活用を進めます。清掃活動や維持管理、イベント等への参画を通じて、緑に関わる機会の拡大を図ります。

また、既存の取組を活かしながら、主体間の連携を促進し、継続的な活動につながる環境づくりを進めます。

(2) 緑を介した学びと関係性の形成

緑は、自然とのふれあいや環境への理解を深める場として重要な役割を担っています。子どもから高齢者まで、世代を超えて緑に親しむ機会を確保することが、将来にわたる緑の保全につながります。

本施策では、都市公園や自然緑地、河川・海岸等を活用し、自然観察や体験活動、環境学習などの機会を創出します。学校や地域活動と連携し、身近な緑を活かした学びの場づくりを進めます。

こうした取組を通じて、緑の価値への理解を深め、緑を大切にする意識の醸成を図ります。

(3) 都市公園・緑地の利活用と運営の高度化

都市公園や緑地は、適切に管理・活用されることで、その価値をより高めることができます。利用者のニーズや地域特性に応じた運営は、緑地の魅力向上につながります。

本施策では、都市公園等の特性を踏まえ、市民や民間事業者の参画も視野に入れた管理運営を進めます。イベントや利活用の促進により、日常的なにぎわいや交流の創出を図ります。

あわせて、施設の維持管理や更新を計画的に行い、安全で快適な利用環境の確保に取り組みます。

(4) 緑を支える仕組みと担い手の形成

緑の保全・創出・活用を継続的に進めていくためには、取組を支える仕組みと市民の理解が重要です。制度や情報発信を通じて、緑に関わるきっかけを広げることが求められます。

本施策では、緑に関する情報提供や普及啓発を行い、市民や事業者の自主的な取組を後押しします。各種制度の活用促進や分かりやすい情報発信により、緑への関心と参加意欲の向上を図ります。

これらの取組を通じて、緑を支える意識と行動が市全体に広がることを目指します。

第6章 計画の推進方策

— 緑の取組を着実に進めるために —

本計画に基づく緑の保全・創出・活用の取組を着実に推進するためには、関係主体の連携のもと、計画的かつ継続的に施策を展開していくことが重要です。

本章では、計画を実効性のあるものとするための推進体制や進め方、進行管理の考え方を整理します。

1 多様な主体の連携による推進

緑の取組は、行政だけでなく、市民、地域、事業者など多様な主体の関わりによって支えられます。

本計画の推進にあたっては、庁内関係部局の連携を基本としながら、関係機関や地域団体等との協力体制を構築します。

また、各施策の特性に応じて、役割分担を明確にし、相互に補完しながら取組を進めます。これにより、緑に関する施策を分野横断的に推進します。

2 計画的な施策展開と優先度の考え方

本計画に位置づける施策は、すべてを一律に進めるものではなく、地域特性や課題の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、段階的に展開します。

施策の実施にあたっては、緑地の機能や役割、他計画との整合、将来的な維持管理の視点などを考慮し、優先度を整理します。

これにより、限られた資源を有効に活用しながら、実効性の高い取組を進めます。

3 多様な手法の活用と取組の促進

緑の取組を効果的に進めるためには、従来の手法に加え、さまざまな制度や仕組みを柔軟に活用することが重要です。

民間活力の活用や協働による取組など、状況に応じた手法を選択しながら施策を展開します。

また、既存の取組や資源を活かし、無理のない形で継続できる仕組みづくりを進めます。

4 進行管理と計画の見直し

本計画は、社会情勢や都市環境の変化に応じて、柔軟に対応していくことが求められます。

施策の進捗状況については、必要に応じて点検を行い、取組の状況を把握します。

その結果を踏まえ、必要な見直しや改善を行うことで、計画の実効性を高め、持続的な緑のまちづくりにつなげます。

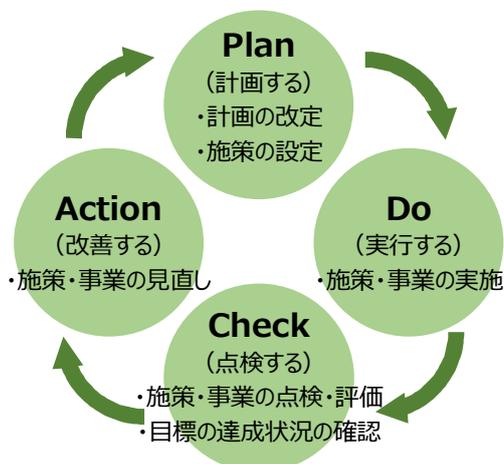


図 35 PDCAサイクルのイメージ

用語解説

■あ

オープンスペース

都市部における、建物などのない空間。一般的には、公園や広場などゆとりにつながる空間の総称として用いられる。

■か

景観計画

景観法に基づいて、地方公共団体が地域の良好な景観を形成することを目的として策定する計画。景観計画区域内の建築行為等について、地域の特性に応じて建築物等の形態、色彩その他の意匠、高さなどの制限を行うことができる。本市は2011(平成23)年度に策定。

県自然環境保全地域

広島県自然環境保全条例に基づいて、その区域の周辺の自然的、社会的条件から見て自然環境を保全することが特に必要な区域として、県知事が指定する区域。

■さ

里山

薪炭林や農用林などとして古くから生活にかかわってきた集落周辺の森林。

市街化区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、「すでに市街地を形成している区域」および「優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」のこと。計画的な土地利用を進めるための用途地域の指定、街路・都市公園等の都市施設の整備などが行われる。

市街化調整区域

都市計画法に基づいて指定される区域で、「市街化を抑制すべき区域」のこと。農林漁業施設や市街化を促進するおそれがない開発、地区計画に基づく計画的開発などを除き、開発行為が制限される。

自然公園

自然公園法に基づいて、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として環境大臣が指定する国立公園、国定公園と、広島県立自然公園条例に基づいて県知事が指定する県立自然公園がある。

市民緑地制度

土地所有者や建築物などの所有者と地方公共団体が契約を締結し、樹林や緑化施設(300㎡以上)を地域の人々が利用できる緑地として公開する制度。土地所有者等には緑地の管理負担の軽減、優遇税制などのメリットがある。

生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念。地球の生態系の中では生物が刻一刻と生まれ、死に、エネルギーが流れ、水や物質が循

環しているが、こうした自然界の動きも視野に入れた考え方。生物多様性は遺伝子、種、生態系の3つのレベルでとらえられることが多い。

世界遺産

未来の世代に引き継いでいくべき人類共通のすぐれた遺産として「世界の文化遺産（歴史的、芸術的に意味があり、研究上大切な記念碑、建物や遺跡のこと）及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約）」に基づいて、世界遺産リストに登録されるもの。

瀬戸内海国立公園

自然公園法に基づいて環境大臣が指定する国立公園（わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地）で、和歌山から大分まで瀬戸内海の11府県にまたがる。本市は宮島の全域と極楽寺山が指定されている。

■た

鳥獣保護区

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて、鳥獣の保護繁殖、有害鳥獣の駆除、危険予防を図るため、環境大臣または県知事が指定する区域。

長寿命化

寿命が伸びる、寿命を伸ばす。インフラなどの耐久性を向上させ、長持ちさせる言葉として使われる。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2第1項に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。都市の将来像とその実現に向けた土地利用の方針、都市施設の整備方針、市街地の整備・開発・保全の方針などを定め、都市計画に係る施策を総合的、計画的に進めるための基本となる。

都市公園

都市公園法に基づいて、地方公共団体が都市計画施設として、もしくは都市計画区域内に設置する公園・緑地と、国が設置する国営公園、国民公園がある。

主な種別ごとの役割と配置の考え方は次のとおり。

○住区基幹公園

- ・街区公園：半径 250m程度の街区に居住する人々が利用する公園。
- ・近隣公園：半径 500m程度の近隣に居住する人々が利用する公園。
- ・地区公園：半径 1 km程度の徒歩圏内に居住する人々が利用する公園。

○都市基幹公園

- ・総合公園：市町村全域の人々が、総合的に利用することを目的とした公園。
- ・運動公園：市町村全域の人々が、運動に利用することを目的とした公園。

○特殊公園

- ・風致公園のほか、動物公園、植物公園、歴史公園、墓園がある。

○緑地

- ・緩衝緑地：公害の防止・緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的として、公害、災害発源地域と一般市街地とを分離遮断する緑地。
- ・都市緑地：主として、都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図

るために設けられている緑地。

- ・緑道：災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として近隣住区を連絡するように設けられる植樹帯や歩行者路・自転車路を主体とする緑地。

土砂災害警戒区域

土砂災害防止法に基づいて、土砂災害（急傾斜地崩壊、土石流、地滑り）のおそれがある場所として県知事が指定する区域。

■な

西中国山地国定公園

自然公園法に基づいて環境大臣が指定する国定公園（国立公園に準ずるすぐれた自然の風景地）で中国山地西部の広島・島根・山口3県にまたがる。本市は十方山、冠山などが指定されている。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、優良農地の確保を中心とした農業の振興を計画的に進めるため、県知事が指定する地域。

■は

Park-PFI（公募設置管理制度）

都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き。事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

バリアフリー

高齢者、障害者、妊産婦、子ども連れなどの移動や利用の妨げとなる物理的・制度的な障壁（バリア）を除去し、誰もが安全・円滑に生活できる環境を整備する考え方。

風致地区

良好な自然的景観が形成されている地区のうち、都市環境の保全を図るために風致を維持する必要がある緑地に指定する。（10ha以上は都道府県・指定都市、10ha未満は市町村が指定）風致地区内では、建築、宅地の造成、木竹伐採などを行う場合は、許可が必要になる。

保安林

森林法に基づいて、特に国土の保全等の公益的機能が高い森林について、その機能の確保を図るために指定される森林。農林水産大臣が指定する水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林と、県知事が指定する風致保安林などがある。

保存樹・保存樹林

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づくものと、地方公共団体の条例に基づくものがある。地域で親しまれている老木や巨樹、あるいは良好な自然環境・自然景観を残す樹林などを保全するもので、固定資産税の減免その他の助成が講じられている。

立地適正化計画

都市再生特別措置法の改正により創設された制度で、都市の拠点へ医療・福祉・商業などの生活サービスと公共交通を誘導し、居住を適切に配置することで、人口減少・高齢化下でも持続可能な都市運営を図る市町村の計画。

緑地環境保全地域

広島県自然環境保全条例に基づいて、自然環境を保護することが地域の住民の良好な生活環境の維持に資する区域として、県知事が指定する区域。

緑地協定

都市緑地法に基づいて、都市計画区域内の一団の土地の所有者等の全員合意により締結される緑地の保全または緑化に関する協定。協定の対象区域、樹木を植栽する場所や種類、違反した場合の措置等が定められる。

緑地保全地域

無秩序な市街化の防止、公害・災害の防止、地域住民の健全な生活環境の確保などのために保全する必要がある相当規模を有する緑地に指定する。指定（都市計画決定）の主体は、都道府県、指定都市。

指定に際して、規制などを内容とする「緑地保全計画」が定められ、建築、宅地の造成、木竹伐採などを行う場合は知事（指定都市の長など）への届出が必要になる。知事（指定都市の長など）は、行為の禁止、制限などを命じることができる。

廿日市市緑の基本計画

2026(令和8)年●月

発行 廿日市市 建設部 都市計画課

〒738-8501 廿日市市下平良一丁目11番1号

電話 0829-30-9190(直) ファクス 0829-31-0999

公式ウェブサイト

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>